

笛吹市環境基本計画

清流と 緑の大地 桃源郷 未来につなぐ 笛吹市

平成23年度～平成32年度



平成23年4月

笛吹市



笛吹市長 荻野 正直

はじめに

笛吹市は、御坂山塊などの緑豊かな山々や森林、絶え間なく流れる清流など自然からの恩恵を受けながら、広大な果樹地帯が広がる「桃・ぶどう日本一の郷」、石和温泉・春日居温泉を擁する「温泉の郷」として発展してきました。

私たちがその恩恵を受ける一方で、資源やエネルギーの大量消費、排出される大量の廃棄物等が引き起こす環境問題への対応が課題となっており、その影響は地球温暖化などの地球規模の深刻な問題にまで及んでいます。様々な環境問題に対応し、恵み豊かな自然を未来へ受け継いでいくには、市民や事業者、笛吹市を訪れる旅行者や滞在者の皆様と行政が主体となり、一丸となって取り組みを進めていく必要があります。

「笛吹市環境基本計画」は、市の環境に関する取り組みについての最も基本となる計画であり、今後10年間を計画期間として、笛吹市の環境保全と創造を目的とした施策の方向性や具体的な取り組みを定めたものです。笛吹市環境基本条例にある本市の環境の保全・創造の基本理念「市民が必要とする良好な環境の保全と享受」、「環境負荷の少ない持続可能な発展ができるまちづくり」、「市・市民・事業者及び旅行者や滞在者との連携による環境保全・創造の推進」、「積極的な地球環境の保全」の実現を目指します。

計画策定に伴い開催された市民ワークショップ委員の皆様にご意見をもち寄っていただき、笛吹市が目指す環境像を「清流と緑の大地 桃源郷 未来につなぐ 笛吹市」としました。この言葉には、笛吹市の財産である豊かな自然環境を守り、未来へつないでいこうという思いが込められています。その実現のためには、市民や事業者、旅行者や滞在者の皆様を含む多くの方の協力が必要です。計画の中には、協働により重点的に取り組みを進めていく「環境パートナーシップ事業」を盛り込んでおり、各主体と連携して環境問題に取り組む体制づくりを目指しています。環境像に込められた思いを大切にしながら、未来に向けて皆様との協働による環境保全に取り組んでいきたいと思っております。

結びに、本計画の策定にあたり、計画内容をご審議いただきました環境審議会委員、市民ワークショップ委員の皆様、また、アンケート等にご協力いただいた市民の皆様には、貴重なご意見をお寄せいただきましたことに心より感謝申し上げます。

笛吹市の自然や環境を守り引き継いでいくため、今後ともなお一層のお力添えをお願い申し上げます。

目次

第 1 章

計画の基本事項

- 1-1 計画策定の背景・目的…………… 2
- 1-2 計画の位置づけ…………… 2
- 1-3 計画の期間…………… 3
- 1-4 計画の対象範囲・実施主体…………… 3

第 2 章

環境の現状と課題

- 2-1 アンケート結果の概要…………… 6
- 2-2 笛吹市の環境の特徴…………… 9
- 2-3 笛吹市の取り組むべき課題…………… 11

第 3 章

計画の目標

- 3-1 地域環境の基本理念…………… 18
- 3-2 笛吹市が目指す環境像…………… 19
- 3-3 環境目標…………… 20

第 4 章

施策の展開

- 4-1 各主体の役割…………… 24
- 4-2 環境施策の体系…………… 25
- 4-3 環境施策…………… 26
 - 豊かな自然を守り動植物と共生するまち…………… 27
 - 健康で安らぎのあるまち…………… 37
 - 快適で趣のあるまち…………… 44
 - 地球環境の保全に貢献するまち…………… 50
 - 自ら動き環境保全に取り組むまちづくり…………… 53
- 4-4 環境指標…………… 56

第 5 章

環境パートナーシップ事業

No.1	都市住民との交流を通じた農地の活用・再生	62
No.2	ごみの減量化と資源の有効活用	64
No.3	不法投棄やポイ捨ての防止	66
No.4	生活に密着した省エネ活動の普及・促進	68
No.5	地域コミュニティの醸成	70

第 6 章

環境配慮指針

6-1	主体別環境配慮指針	74
6-2	エリア別環境配慮指針	80

第 7 章

計画の推進

7-1	計画の推進体制	86
7-2	計画の進行管理	88
7-3	経済的課題への対応	89

資料編

資料-1	笛吹市環境基本条例	92
資料-2	計画の策定体制	96
資料-3	計画の策定経過	98
資料-4	笛吹市環境基本計画について（諮問・答申）	99
資料-5	参考情報	101
資料-6	用語解説	103

第1章 計画の基本事項

1-1	計画策定の背景・目的	2
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の期間	3
1-4	計画の対象範囲・実施主体	3

この章では、計画策定の背景・目的や計画の位置づけ、計画期間、対象とする環境、地域、主体など、本計画の前提となる基本的事項を整理しています。

第 1 章 計画の基本事項

1-1 計画策定の背景・目的

笛吹市（以下「本市」という。）は、平成 16 年 10 月 12 日に石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の 6 町村が、さらに平成 18 年 8 月 1 日に芦川村が編入合併され誕生しました。

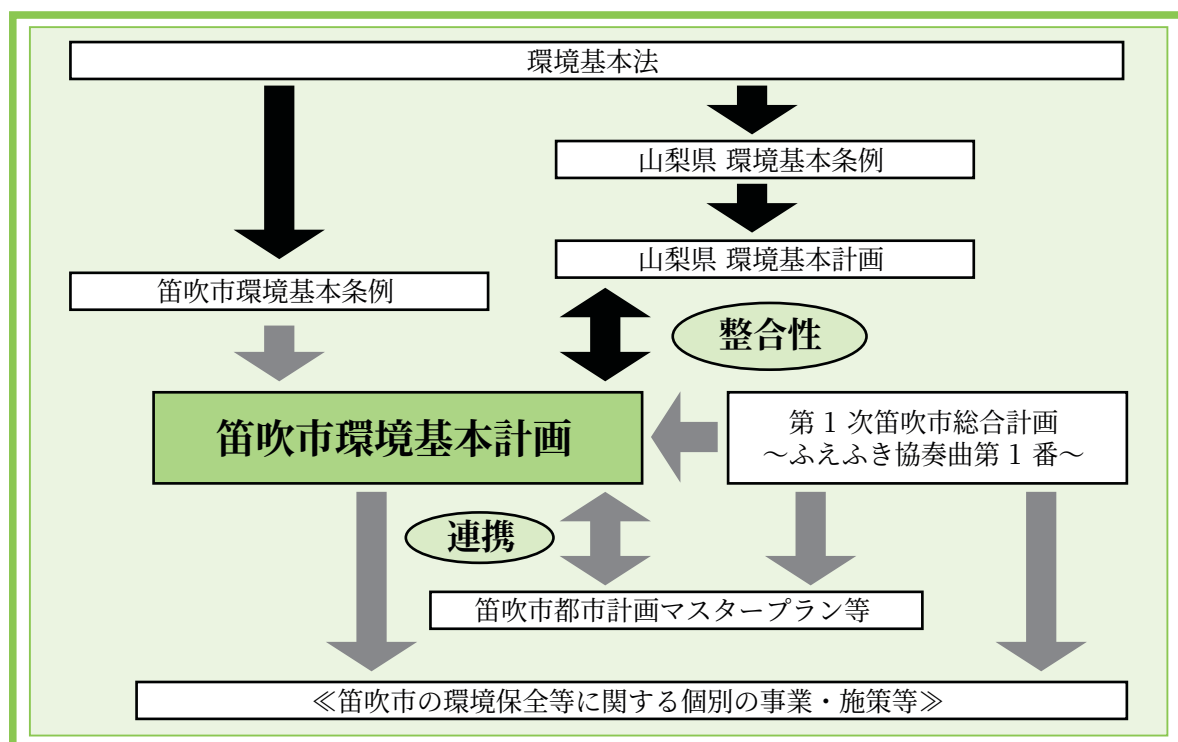
本市には、北には兜山、南東部には御坂山塊の芦川源流域に代表される自然が多く存在しています。山々からは金川、浅川等の河川が市内を南北に流れる笛吹川へ流れ込み、澄んだ水資源にも恵まれています。これらの豊かな自然に支えられ、広大な果樹地帯が広がる「桃・ぶどう日本一の郷」として、豊富な湯量をもつ石和温泉・春日居温泉を擁する「温泉の郷」として、栄えてきました。

私たちが、自然の恵みを受けて便利で快適な生活を送る一方で、化石燃料等の天然資源の大量使用により、地球温暖化等地球環境全体の持続性に関わる問題等への対策が緊急の課題として挙がっています。また、大量生産大量消費のライフスタイルや経済活動により問題となった水質汚濁や大量の廃棄物に対応していかなければなりません。

本市に残るすばらしい自然を次世代へ受け継いでいき、幅広い範囲の環境問題へ対応していくためには、総合的かつ計画的に取り組みを進めていく必要があります。そして、すべての主体である市、市民一人一人、民間団体、事業者が一体となり取り組む必要があります。本計画は、すべての主体が連携を図りながら、総合的かつ計画的に取り組みを進めていくための具体的な目標や期間を定めたものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は笛吹市環境基本条例第 10 条に基づき策定します。国、県の環境基本計画や市の各種条例、計画との関係を整理し、整合性を図ります。市の最上位計画である笛吹市総合計画に示された将来像を環境面から実現していく最も基本となる計画です。



1-3 計画の期間

本計画は中長期的な視点にたつものとし、計画期間を平成23年度から平成32年度の10年間とします。

ただし、計画で示す施策や具体的な取り組みは、計画の実効性を高める観点から、環境に対する社会情勢や技術の進歩に合わせ、必要に応じ見直すなど柔軟な対応も必要であるので、笛吹市総合計画との調整を図りながら、5年を目途に見直しを行うものとします。



1-4 計画の対象範囲・実施主体

【対象範囲】

本計画の対象範囲は、笛吹市全域とします。

私たちの身のまわりに存在する空気や土、生物等、生物の生存基盤となる環境
(自然環境)

農地・果樹園、森林、河川・水辺、動植物・生態系¹、自然とのふれあい

大気質、水質、騒音、廃棄物等、私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境(生活環境)

大気環境、水・土壌環境、廃棄物、身近な生活環境

生活空間の中の緑、音、香り、景観等、ふれあいの中で快適と感じる環境
(快適環境)

公園・緑地、歴史・文化環境、郷土景観、まち美化・くらしのマナー・モラル

地球温暖化等、地球的規模で変化・進行する環境
(地球環境)

地球温暖化

【実施主体】

本計画の実施主体は、市民、事業者、滞在者、及び市であり、それぞれが協働して目標達成にむけ役割を果たすこととします。

国、県、周辺市町村との連携が必要な項目については、関係機関と協力し、進めます。

¹生態系

ある地域に住む生物（生物群集）と、その生活に影響を与える無機質な環境（土壌・水・空気等）とを総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

第2章 環境の現状と課題

- 2-1 アンケート結果の概要 6
- 2-2 笛吹市の環境の特徴 9
- 2-3 笛吹市の取り組むべき課題 11

この章では、本計画を策定する背景として、アンケート結果をはじめ基礎調査において把握・分析した笛吹市の環境の特徴と課題について整理しています。

第2章 環境の現状と課題

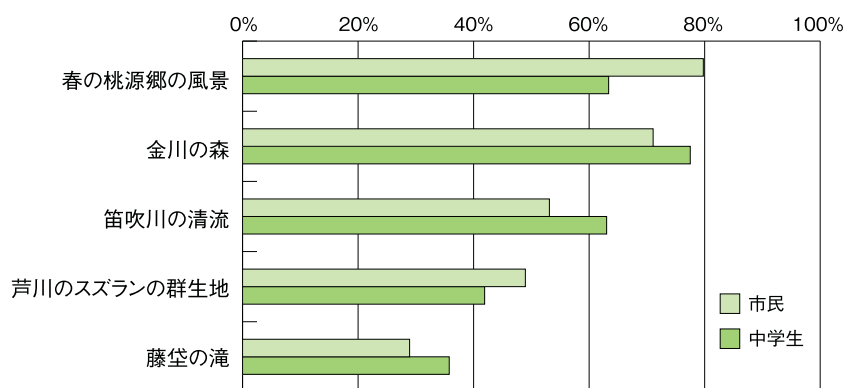
2-1 アンケート結果の概要

市民や事業者の環境保全に対する意識や意向、行政に対する要望等を計画へ反映させるため、アンケートによる環境意識調査を実施しました。

対象	回収数	回収率
小学生（5年生）	717人	98.1%
中学生（2年生）	587人	83.3%
市民	1,058人	73.7%
市内事業者	85社	42.5%

1) 残していきたい環境

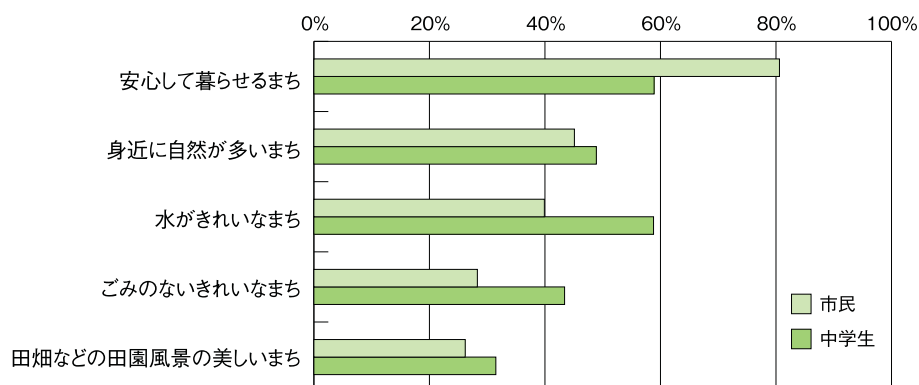
残していきたい環境について、「春の桃源郷の風景」、「金川の森」、「笛吹川の清流」が市民・中学生ともに50%を超える割合を占めています。



▲笛吹市の残しておきたい環境上位5項目の割合(市民・中学生)

2) 理想のまち

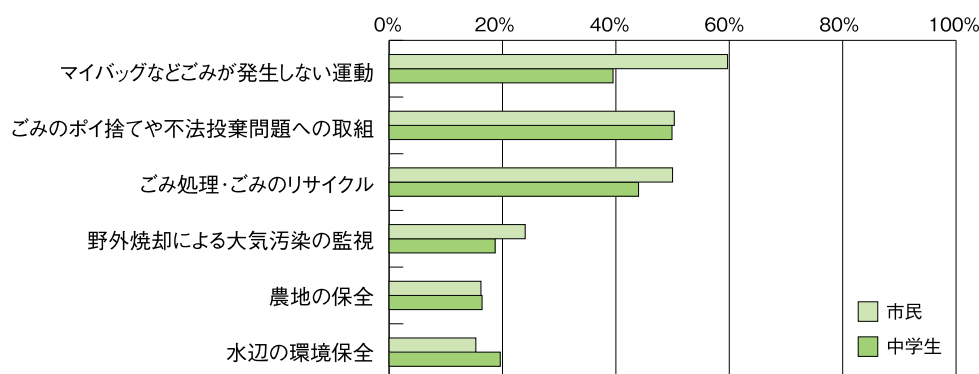
本市の理想像について、市民・中学生ともに「安心して暮らせるまち」、「身近に自然が多いまち」、「水がきれいなまち」が高い割合を示しています。また、小学生は「きれいなまち」という回答が最も多く、次いで「豊かな自然」「豊かな緑」が続いており、自然環境やごみ関連に関して関心が高いことが分かります。



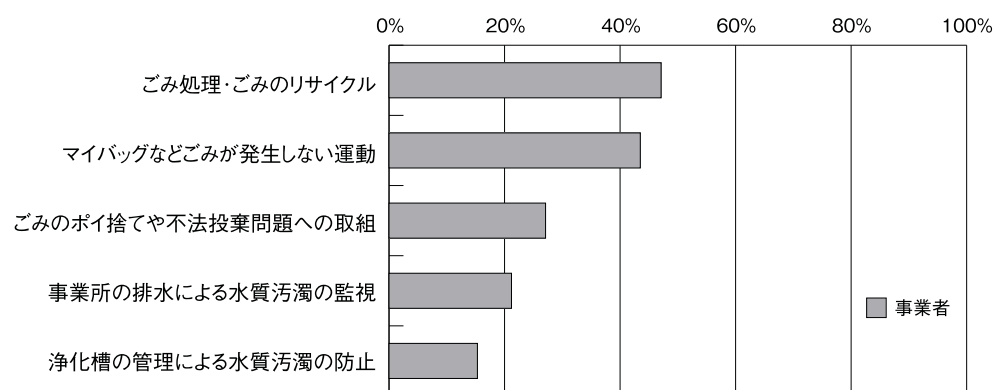
▲笛吹市の理想像上位5項目の割合(市民・中学生)

3) 市民・事業者が取り組むべきこと

市民、中学生、事業者アンケートで、市民や事業者自身が取り組むべきとしているのは「ごみのリサイクル」や「マイバッグ運動」等生活で実際に取り入れられるもので、ごみ問題が上位を占めています。



▲市民が取り組むべき項目上位5項目の割合(市民・中学生)

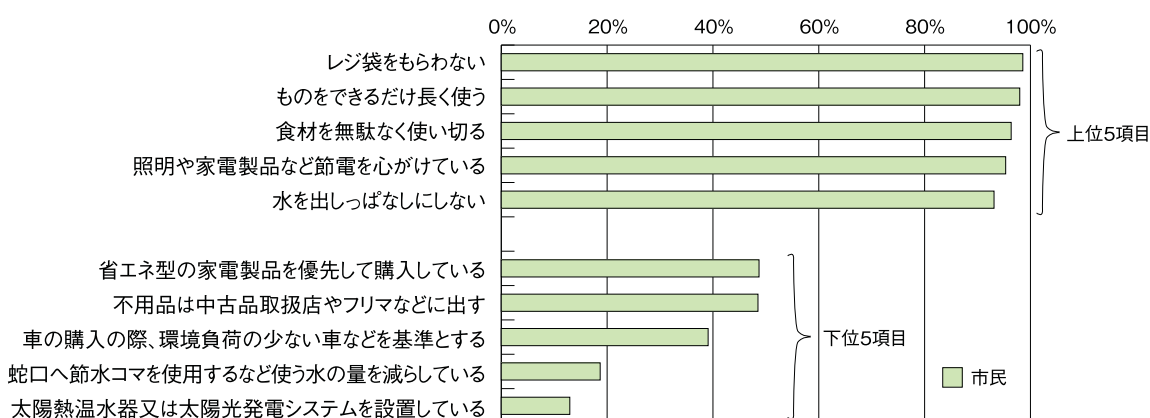


▲事業者が取り組むべき項目上位5項目の割合(事業者)

4) 家庭での取り組み

市民アンケートでは、家庭での取り組みについて、節電やレジ袋の削減、節水を「いつも行っている」、「時々行っている」と回答した人がどれも95%以上を占めており、生活の中に環境に対する取り組みを積極的に取り入れていることが分かります。

太陽光発電¹や太陽熱発電システムの設置や、省エネ製品の利用、エコカーの選択については、取り組まれている割合は比較的低い傾向があります。



▲家庭での取り組みを実施している上位・下位5項目の割合(市民)

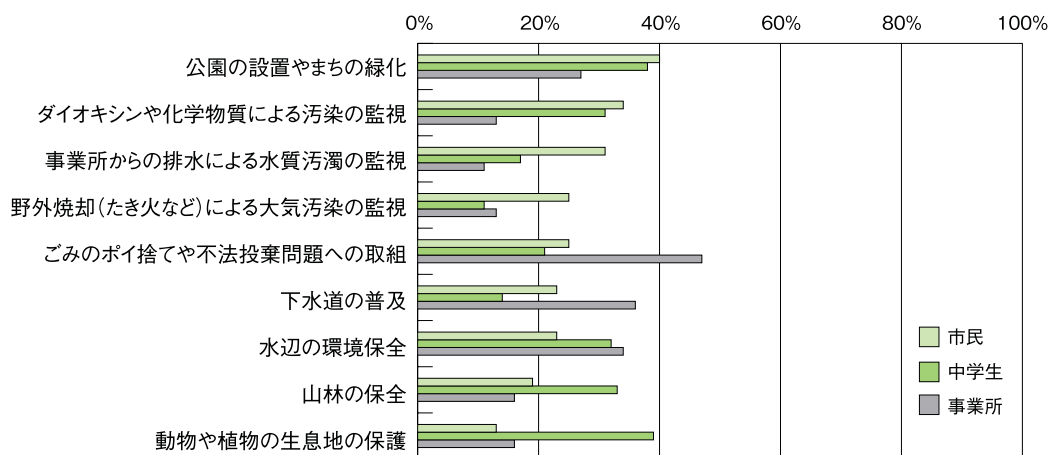
¹ 太陽光発電

半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のこと。

5) 行政に取り組んでもらいたいこと

今後環境を良くするに当たって行政が取り組むべき項目について、市民からは「公園の設置やまちの緑化」、「化学物質による汚染の監視」を求める声が多く、中学生では「動物や植物の生息地の保護」が最も多く 39%を占めており、生物や生態系への興味が高いことが分かります。

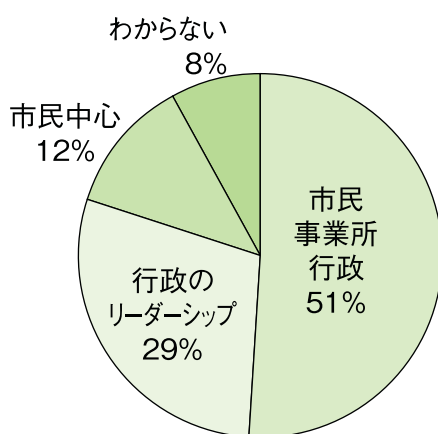
また、事業者からは「不法投棄問題」や「下水道の普及」、「水辺の環境保全」等の水環境について、取り組みが求められています。



▲行政が取り組むべき項目上位5項目の割合(市民・中学生・事業者)

6) 市民との協働について

環境づくりについて、市民と行政、事業者がそれぞれの立場に立って積極的に取り組むべきだと考えている人が 51%となり、環境づくりにも積極的に関わりたいという意識の高さが伺えます。負担については、「人的負担・費用負担は当然」が 27.1%だったの対し、「人的負担は仕方ないが費用負担は避けるべき」が 43.4%を占め、費用負担を避ける傾向にあります。



▲環境づくりの取り組みの主体について(市民)

2-2 笛吹市の環境の特徴

文献調査やアンケート調査等の基礎調査において把握・分析した笛吹市の特徴を、残したい点と改善すべき点の両面から整理しました。

1) 自然環境

残したい点、継続すべき点

- 黒岳等貴重な自然が多く残され、3地区が山梨県の「自然環境保全地区」または「自然記念物」に指定
- 登山やハイキングコースが整備され、身近に自然を感じられる場の充実
- 笛吹川をはじめ大小の川が縦横に流れる“水のまち”
- 市内の河川でメダカやホタル等の生物が生息
- 新鮮な果物、野菜の生産が盛んな「桃・ぶどう日本一」のまち
- 観光資源や笛吹らしさとなっている桃源郷の風景

改善すべき点

- 耕作放棄地¹、遊休農地²が増加
- 森林における急傾斜地等の管理が不十分
- 農地における農薬、化学肥料の使用に伴う生物多様性低下の懸念
- 開発に伴う身近な自然とのふれあいの場の減少
- 河川の護岸のコンクリート化に伴う、生物の多様性損失の懸念

2) 生活環境

残したい点、継続すべき点

- ごみ減量に向けた施策が充実
- 生活系ごみが全体的に減少
- 大気環境、土壌環境がおおむね良好

改善すべき点

- 地下水の一部で硝酸・亜硝酸性窒素による汚染
- 野外焼却（野焼き）、悪臭に対する苦情

¹ 耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいう。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含まない。一般的には、遊休農地と同義語として扱われている。

² 遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。一般的には、耕作放棄地と同義語として扱われている。

3) 快適環境

残したい点、継続すべき点

- 芦川の兜造の民家や大神幸祭り等多くの有形無形の伝統文化
- 親子で遊べる公園が充実
- 農村風景や歴史・文化的情緒等豊かな景観資源

改善すべき点

- 宅地化が進む市街地、住宅地において緑が不足
- ごみのポイ捨てや不法投棄等、モラルの低下（アンケート結果より）

4) 地球環境

残したい点、継続すべき点

- 山林や果樹剪定枝等による木質バイオマス¹資源が豊富
- 市内の公共施設の一部・小中学校に新エネルギー²を導入

改善すべき点

- 山梨県は、運輸部門における1人当たりのCO₂排出量が全国平均の約1.5倍
- 自動車に依存した生活様式の定着

5) 環境保全に取り組むための基盤づくり

残したい点、継続すべき点

- 清掃活動や森林整備等のボランティア活動が盛ん
- 「移動環境教室」等環境教育が充実

改善すべき点

- 地域の環境や市の取り組みに関する資料や情報の不足

¹ バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥等がある。

² 新エネルギー

太陽光、風力、地熱等の再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車等の従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念。新エネルギーは、通商産業省により、「石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義づけられた。

2-3 笛吹市の取り組むべき課題

笛吹市の特徴や社会情勢を踏まえた上で、市の環境を保全しより良くしていくために、今後取り組むべき課題を分析しました。

1) 自然環境

① 耕作放棄地の有効活用と里地里山の保全

本市は肥沃な土壌を有しており、「桃・ぶどう日本一」を誇っています。しかし、近年では農業の低迷や、後継者不足・担い手の高齢化等による農家数の減少とともに、耕作放棄地が増加傾向にあります。農地は食料生産のみならず、生物の生息・生育の場としての機能を有しており、生物の多様性を維持していくためにも、その保全が求められます。

農作物の付加価値の向上や後継者の育成を図るとともに、広域交通要衝であり東京近郊に位置する立地条件を活かし、グリーンツーリズム¹や農地のあっせん制度、(仮称)フルーツツーリズム²等により、耕作放棄地の利活用を促進して農地を保全していく必要があります。

② 笛吹市の豊かな森林を維持するための仕組みづくり

本市の市域面積の約6割を森林が占め、黒岳（山梨県自然保存地区）や山梨岡（山梨県歴史景観保存地区）等の豊かな天然林を有しています。しかし、林業従事者の減少や木材価格の低迷により、手入れされない人工林の増加や自然林の減少等、森林の荒廃が懸念されています。

森林は野生生物の生息空間となるほか、水質浄化や水資源貯留等の水源かん養機能、土砂災害防止機能、さらに二酸化炭素の吸収等、多面的な機能を有しています。間伐や除伐、伐採等適正な森林整備を進めるとともに、木材資源を積極的に循環利用することが求められます。

③ 動植物の生息・生育環境としての連続性の確保、水と緑のネットワークづくり

本市は豊かな森林や笛吹川をはじめとする河川等、自然から多くの恩恵を受け、多様な動植物が生息しています。

しかし、一方では森林の荒廃等から野生生物の生育環境の悪化が進み、野性生物による農作物の食害が増加しています。森林保全や連続性を保った緑の創出、河川環境の維持等、野生動植物と共存できる自然環境の保全が求められています。

また、市街地や住宅地においても、道路や公園等の公共施設や、民有地の緑化に努め、緑のネットワークの形成を図ることが求められます。



▲ 釈迦ヶ岳屏風岩



▲ 咲き誇る桃の花



▲ 第二平等川

¹ グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

² フルーツツーリズム

市民農園や果物狩り等、笛吹市の特徴を活かした農業体験の総称。

2) 生活環境

① 5R の推進、ごみの減量化

(断る :Refuse、減量化 :Reduce、再利用 :Reuse、修理 :Repair、再資源化 :Recycle)

現在、本市、甲府市、山梨市及び甲州市で一部事務組合を立ち上げ、中間処理施設（焼却施設、灰溶融施設、リサイクルセンター）の整備を予定しています（平成28年度完成予定）。

本市では、「やってみるじゃん 53 減量」を通してごみの減量化に取り組んでおり、生活系ごみの収集量は減少傾向にあります。今後も、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済やライフスタイルを見直し、地域や家庭、学校・職場等、全市域における 5R の推進をはじめ、循環型社会の構築が求められます。

② 農林業地域における計画的で秩序ある土地利用の推進

郊外地域を中心とした宅地化や、市街地周辺における商業施設やミニ開発的な住宅地の増加など、様々な土地利用の混在化が進行しており、公園や下水道の不足や、道路環境の悪化を招く恐れがあるだけでなく、営農環境や美しい農村景観への影響も懸念されます。都市機能を集約化し、利用目的に応じて地域を区分するなど、秩序ある土地利用の推進が求められます。

③ 地域資源の循環利用と環境負荷低減に向けたバイオマスタウン構想のさらなる推進

本市は山林における間伐材や果樹剪定枝、旅館組合の植木屑等、木質バイオマス資源を豊富に有しており、この中でも果樹剪定枝のチップ化を推進しています。また、モデル地区を設定して生ごみの堆肥化に取り組んでおり、全市的取り組みへ期待が高まっています。資源には限りがあり、循環型の社会形成に向けて地域資源を有効活用する必要があります。今後は「笛吹市バイオマスタウン構想」に基づいてバイオマスセンターを整備し、間伐材や剪定枝のバイオマスチップとしての活用や、廃食油のバイオディーゼル燃料¹ (BDF) 化への取り組みをさらに拡大していく予定であり、市域の各主体が一体となって取り組むことが求められます。

④ 有機農業や減農薬農業等の環境保全型農業² の推進

本市では、果樹生産をはじめ、野菜や花き、畜産等の様々な農産物を生産しており、市の基幹産業として発展してきました。しかし、一方で、地下水において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等が環境基準を超過しており、汚染が懸念されます。今後は地下水の継続的監視を続けていくとともに、環境基準を超過している物質について対策をしていく必要があります。有機肥料や減化学肥料の使用、農薬の減量など環境保全に配慮した農業に努めていくことが求められます。

¹ バイオディーゼル燃料 (BDF)

植物性油、もしくは動物性油から作られた軽油と同等の燃料で、廃食油を精製することでも作ることができ、ディーゼル・エンジンに有する車両、船舶、農耕機具、発電器等に使用されている。石油燃料（化石燃料）の代替燃料として使用することにより、環境問題やエネルギーの海外依存率など様々な問題の解決策になるとして注目を浴びている。

² 環境保全型農業

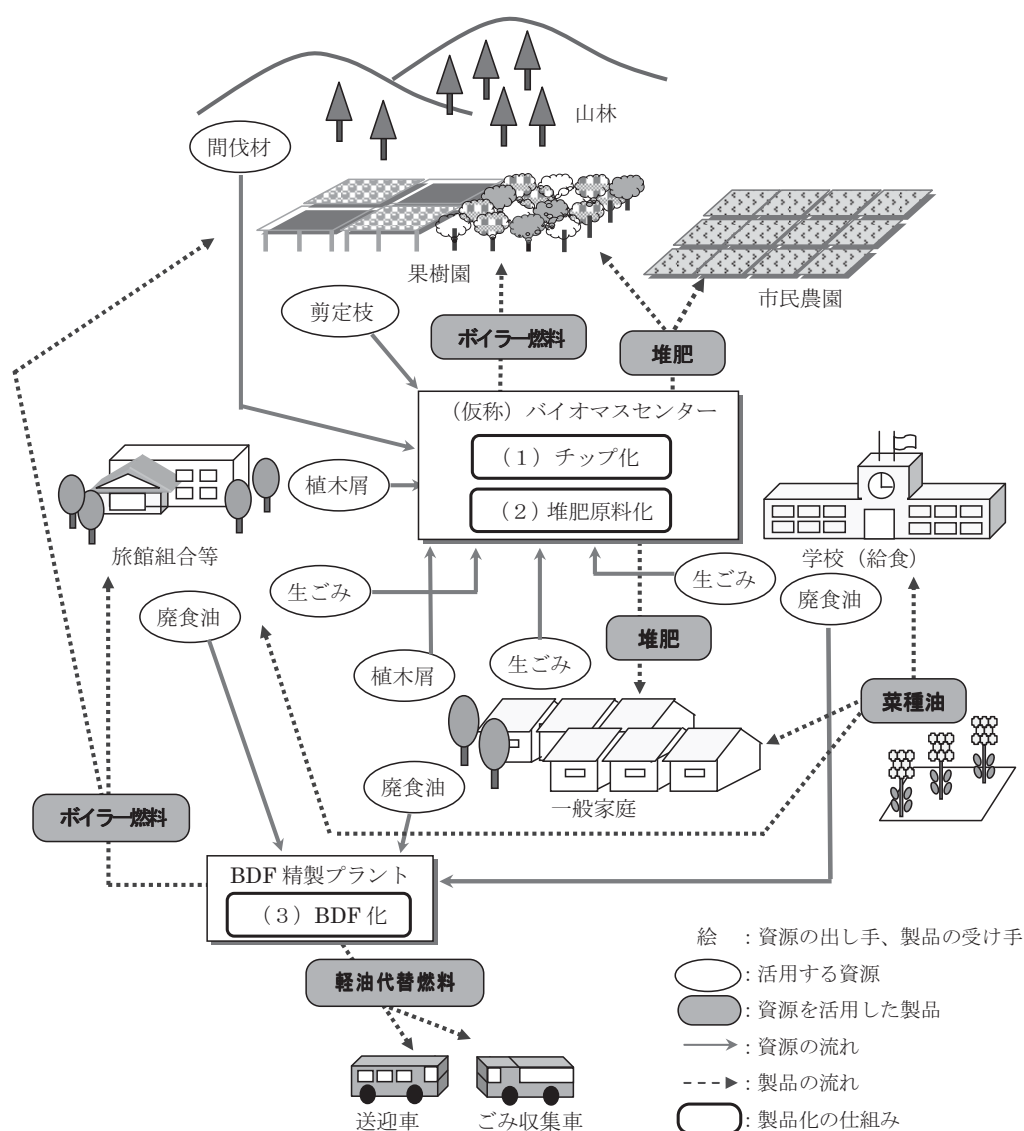
家畜排せつ物等の有効利用によるたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式のこと。

5 野外焼却（野焼き）や家庭ごみ焼却に関するルール・マナーの順守やモラルの向上

野外焼却（野焼き）や家庭ごみの焼却は、法律で禁止されています。生活環境保全のため、野外焼却や家庭ごみの焼却に関するルールの周知に努めています。また、農林業に関する焼却等に関し例外が認められていますが、一部では煙や悪臭に対する苦情が寄せられているため、マナーやモラルを守るなど近隣への配慮と相互理解が求められます。

6 排水処理施設の整備

本市の公共下水道普及率は52.6%（平成22年12月末）であり、さらなる下水道整備を進める必要があります。下水道全体計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及に努めていきます。また、浄化槽は、定期的な保守点検・維持管理が行われないと機能が低下し、河川や水路の水質汚濁の原因となるため、管理者の責任において行うよう呼びかけていく必要があります。



▲バイオマスタウン構想(全体のイメージ図)

3) 快適環境

① 市街地における緑地の創出、公園整備の推進

本市は山林や果樹園、田畑等多くの緑に囲まれています。市街地においては宅地化が進む中で緑が不足している地域もあります。また、アンケート結果によると、回答した市民の4割以上の市民が行政に対して「公園の設置やまちの緑化に取り組むべき」だと考えています。

既存の森林公園の整備とともに、身近な生活基盤として、市街地に点在する雑木林や遊休地、水辺等を活用した公園・広場の整備や、公共施設の緑化により一層取り組む必要があります。

② 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡に代表される歴史的・文化的資源の保全

本市は、歴史的に豊富な資源を持ち、特に古代から中世にかけては、甲斐国の政治・文化の中心地として大きな役割を担ってきた地域であることから、平成21年10月に「甲斐国千年の都笛吹市」の宣言を行いました。市内には聖武天皇の詔によって建立された甲斐国分寺や国分尼寺をはじめ中世の城館跡等、多様で貴重な歴史的・文化的資源が分布しています。

このほかにも、重要文化財に指定されている縄文時代の出土品が数多く発掘された釈迦堂遺跡や、芦川の兜造民家や大神幸祭り等、有形・無形文化財が数多く存在していることから、伝統的な文化の保全・継承に努めるとともに、歴史的な景観資源としての保全が求められます。

③ 美しい桃源郷の風景の保全と情緒ある温泉街の景観形成

本市は良好な立地条件と気候環境により、多くの高品質な作物を栽培しており、中でも果樹園は本市の耕地面積の約9割を占め、桃源郷の美しい風景をつくり出しています。しかし、一方で耕作放棄地が増加し、景観を損ねる部分も生じています。グリーンツーリズムの拠点の創造やフルーツミュージアム構想等、観光資源として活用することにより都市との交流を活発にし、恵まれた農地・果樹園の存続と農村景観資源を保全することが必要です。

また、石和地区は石和温泉の名で親しまれ、温泉街として賑わいを見せてきました。宿場の名残や商家、寺社等の景観資源が分布しています。電線の地中化や看板の規制、空き店舗の再利用を通して、情緒ある温泉街の風情を創出していくことが求められます。

④ 実効性の伴った不法投棄防止対策の立案とマナーの順守やモラルの向上

本市では監視パトロールや防止ネットの設置等、独自に不法投棄対策を行っています。しかし、不法投棄の処理実績は平成21年度で17tを超えています。

アンケート結果によると、本市の環境上の問題として「ポイ捨て」が挙げられており、事業者が行政に求める取り組みとしても「ごみのポイ捨てや不法投棄に対する取り組み」が多く回答されました。

ポイ捨てや不法投棄に対しては、実効性の伴った対策の立案とともに、マナーの順守やモラルの向上が求められます。



▲ 甲斐国分尼寺跡



▲ 兜造民家



▲ 山梨岡神社太々神楽

4) 地球環境

① 公共交通機関の利用促進と環境負荷の少ない自動車利用の普及

本市は東京や中京圏からのアクセスに優れ、広域交通の要衝として機能している一方で、市域の交通において交通不便地域が存在しています。交通弱者である高齢者需要への対応をはじめ、環境負荷の小さい公共交通機関への転換を促すためにも、デマンドバスの導入等生活交通手段の維持・確保が求められます。

また、山梨県の運輸部門における1人当たりの二酸化炭素排出量は全国平均の約1.5倍あります。自動車に依存した生活の中で、環境負荷が少ない自動車利用の促進が効果的であり、必要不可欠だと考えます。エコカー（ハイブリッド自動車、低燃費車）等の低公害車の利用を促進するとともに、アイドリングストップ¹等のエコドライブの周知を図り実践を促す必要があります。

② 自然的特性を活かした新エネルギーの活用

山梨県は年間を通して降水量が少ない中央高地式気候に属しており、周囲を標高の高い山々に取り囲まれているため、季節風の影響をあまり受けず、降水日数も全国平均に比べて少ない特徴があります。また、全国有数の日照時間を誇っており、既に笛吹市内の小中学校や保育園、区の公民館等の公共施設において太陽光システムを導入しており、普及が進んでいます。

また、笛吹川をはじめとする河川や農業用水路による小水力発電の活用も今後期待が出来ることから、再生可能エネルギー²の活用が求められています。

③ 家庭やオフィスにおける実効性のある地球温暖化対策に向けた方策の立案

全国的に民生部門（家庭・業務）からの二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、家庭やオフィスにおける温暖化防止活動が求められています。家庭や事業所に対して、情報提供や啓発活動など地球温暖化の防止に向けた取り組みの促進を図るとともに、各主体が一体となって実践する体制づくりが求められます。さらに、環境保全にかかる費用の一部補助や、人材提供による負担軽減等、実効性のある地球温暖化対策に向けた方策を検討する必要があります。



▲ 石和温泉駅と特急かいじ号

¹ アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。

² 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど通常エネルギー源枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。ダムなどの建設を伴わない小規模の水力発電も再生可能エネルギーに含まれる。

5) 環境保全に取り組むための基盤づくり

① 地元の環境資源を活かし、生活の中で生きる環境教育の充実・向上

本市では、「環境にやさしい学校づくり」や「移動環境教室」を通して、市内小中学校の児童・生徒に環境教育を行ってきました。今後も笛吹市の豊かな環境資源を活かし地域に即した環境教育の実践に向けて、地域住民の協力を仰ぐほか、身近な環境の状況が分かるような情報を提供するなど、環境学習支援に努める必要があります。

また、ごみの分別や省エネ行動等家庭における環境教育を通して、ライフスタイルの見直しや、環境保全活動の実践・促進が求められます。

② 市民や事業者の主体的な取り組み意欲を引き出す仕組みづくり

市内ではボランティア団体や NPO 等、市民が森林整備等の環境保全活動に取り組んでおり、事業所や市民団体がアダプトプログラム¹をはじめとする地域環境の美化活動を行っています。このような自主的な取り組みを推進し、さらに一部の意識が高い市民や事業所だけではなく、広い主体に対して働きかけていくことが求められます。このため、市民や事業者が必要としている情報の提供や啓発活動により、取り組みに対する動機付けやメリットを付与し、やりがいを持って活動できるような仕組みづくりに努める必要があります。



▲植樹を行う緑の少年少女隊



▲ケヤキの森森林体験プログラム

¹ アダプトプログラム

市民と行政が協働で進める、新しいまち美化プログラムのこと。一定区画の公共の場所を、市民が里親となって美化(清掃)を行い、行政がこれを支援する。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者の協働・連携のもとで美化を進める仕組み。

第3章 計画の目標

3-1	地域環境の基本理念	18
3-2	笛吹市が目指す環境像	19
3-3	環境目標	20

この章では、本計画の推進により実現を目指す市の環境イメージとして「目指す環境像」を設定するとともに、その実現に向けた基本的な考え方や柱となる環境目標を定めています。

第3章 計画の目標

3-1 地域環境の基本理念

笛吹市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を以下のとおり定めています。本計画では、この基本理念の実現に向けて取り組むものとしします。

《環境保全・創造の基本理念》

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を保全するとともに、その環境が持続して享受できるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、人と自然との共生及び資源の循環を基調とした環境への負荷の少ない、持続可能な発展ができるまちづくりを目的として行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、適切な役割分担の下、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの役割を自覚し、自主的かつ相互に連携して推進されなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球の環境保全と深く関わっていることを踏まえ、市、市民、事業者及び滞在者がこれを自らの課題として積極的に推進されなければならない。

3-2 笛吹市が目指す環境像

本計画は長期的な計画です。よって、基本理念の実現に向け、市民、事業者、滞在者、そして市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むために、目指す将来の環境イメージを描き、それらを共有化する事が重要です。

そこで、環境基本条例で定める基本理念や総合計画で示す将来像等との整合を図りつつ、市が目指す望ましい環境像を次のように定めました。

清流と緑の大地 桃源郷 未来につなぐ 笛吹市

笛吹市には、御坂山塊をはじめとする山々がそびえ、笛吹川水系の大小様々な川が過去から絶え間なく流れてきました。そして、私たちはこのような豊かな山岳や森林の緑やきれいな空気、清流、そこに生きる生物から、多くの恩恵を受けてきました。その恩恵を受けて育った桃やぶどうの生産高は日本一を誇り、桃の花が作り出す美しい桃源郷が人々を楽しませています。

笛吹市には、過去から未来へつないでいくべき尊い財産が、あふれています。

子どもたちにとってのふるさとでもある、この魅力あるまちの環境を守り、将来へ受け継いでいく意志を込めて、環境像を設定しました。



3-3 環境目標

目指す環境像を実現するため、環境分野ごとに環境目標とそれを達成するための基本施策を定めました。

(環境目標 1) 豊かな自然を守り動植物と共生するまち

本市は兜山や御坂山塊に代表される山地や、笛吹川水系に属する大小様々な河川、また桃・ぶどう日本一を誇る農地・果樹園など、生物の生存基盤となる環境と多種多様な生物を有しています。森林や河川、農地・果樹園の維持管理をはじめ、野生生物の保護・保全を図るとともに、自然とのふれあい促進を通して、本市の豊かな自然を保全し、動植物と共生するまちづくりを目指していきます。

(環境目標 2) 健康で安らぎのあるまち

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、廃棄物等、私たちが生活する上で影響を受け、新たに発生する環境があります。大気環境への負荷低減や生活排水処理施設の整備、地下水の保全、資源の有効活用に向けた取り組み促進等を通して、日々の生活や事業活動における環境影響の未然防止及び、環境負荷の最小化に努め、健康で安らぎのあるまちづくりを目指していきます。

(環境目標 3) 快適で趣のあるまち

本市には美しい桃源郷の風景のほか、安らぎの場となる公園や貴重な歴史・文化的資源、石和地区を中心とした温泉街など、快適に感じられる環境を多種多様に有しています。このような快適環境を維持するため、緑化の推進や歴史・文化の継承、街並み景観の保全を図るとともに、不法投棄やポイ捨ての規制、環境美化の促進を通して、快適で趣のあるまちづくりを目指していきます。

(環境目標 4) 地球環境の保全に貢献するまち

近年では地球的規模で環境が変化・進行し、悪影響をもたらす地球環境問題の解決が求められています。新エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進、地域公共交通の利便性向上をはじめ、一人一人の省エネルギー行動の促進を通して地球温暖化防止を図るとともに、酸性雨やオゾン層破壊の防止等その他の地球環境問題に取り組むなど地球環境保全に貢献するまちづくりを目指します。

(環境目標 5) 自ら動き環境保全に取り組むまちづくり

環境問題の多くは、私たち一人一人の日常生活や事業活動を要因として発生しており、これらを解決するためには、私たち一人一人が環境に対して関心を持ち、責任を持って行動していく必要があります。環境教育・環境学習を通して地域の環境について理解を促すとともに取り組み意欲を向上させる仕組みづくりなど、市民や事業者が自ら動き環境保全に取り組むまちづくりを目指します。

《環境像と環境目標》



第4章 施策の展開

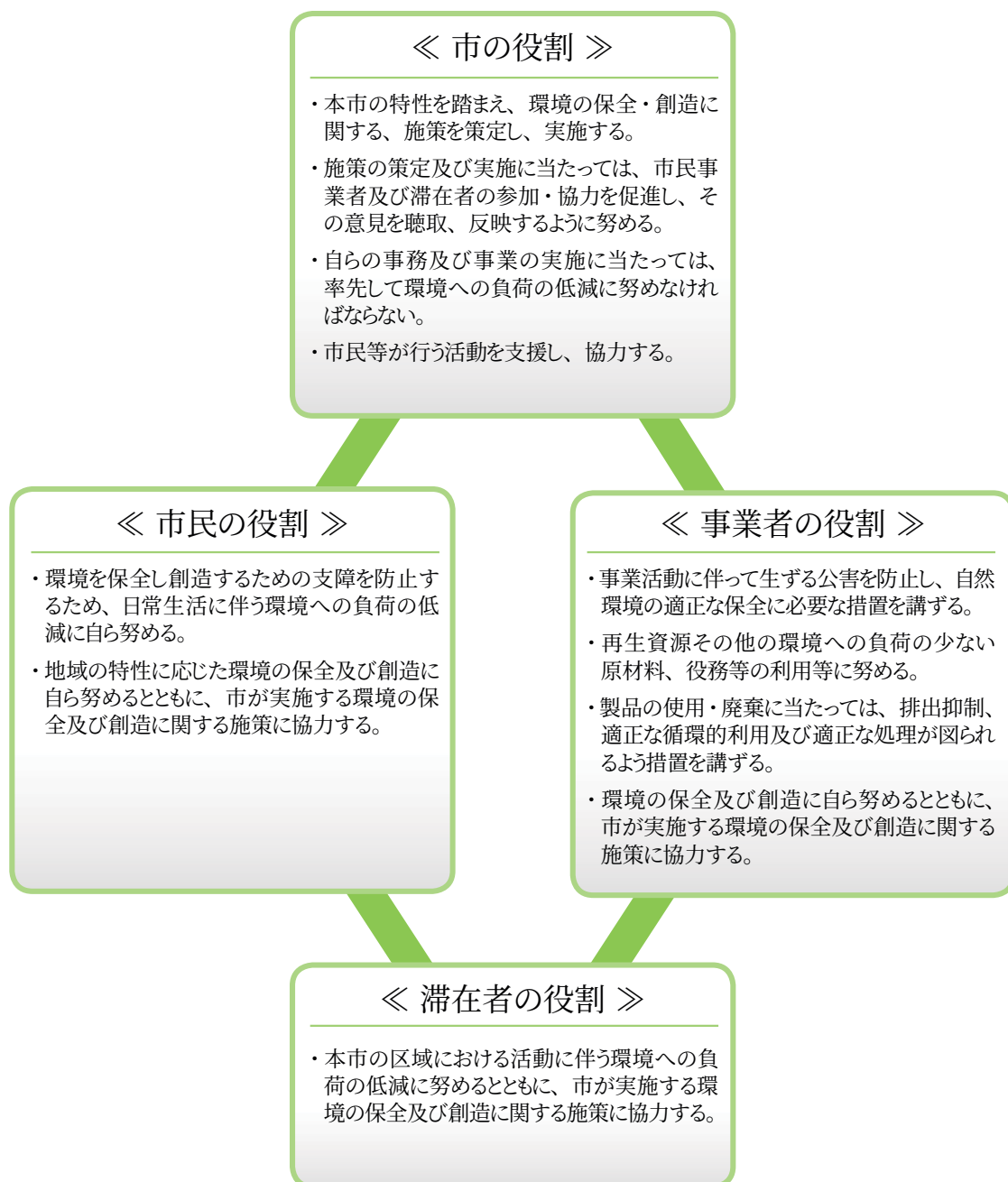
4-1	各主体の役割	24
4-2	環境施策の体系	25
4-3	環境施策	26
	・豊かな自然を守り動植物と共生するまち	27
	・健康で安らぎのあるまち	37
	・快適で趣のあるまち	44
	・地球環境の保全に貢献するまち	50
	・自ら動き環境保全に取り組むまちづくり	53
4-4	環境指標	56

この章では、目指す環境像の実現に向けた、環境の保全及び創造に関する行政施策を体系的に整理するとともに、その進捗を管理するための環境指標を設定しています。

第4章 施策の展開

4-1 各主体の役割

笛吹市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関して、市民・事業者・滞在者・市（行政）が互いの立場や特性を尊重し、対等及び公平な関係の下で互いに協働する責務があることを定めています。



4-2 環境施策の体系

目指す将来環境像の実現に向けた、環境の保全・創造に関する施策は以下のとおりです。
16の「環境要素」それぞれについて「基本施策」を定めました。

【環境目標】

【環境要素/基本施策】

(自然環境)

**豊かな自然を守り
動植物と共生するまち**

農地・果樹園	肥沃で実り豊かな農地の保全
森林	豊かでまとまりある緑の維持・管理
河川・水辺	うるおいある“水のまち”の形成
動植物・生態系	多様な生物と共存できる環境づくり
自然とのふれあい	自然の恵みにふれあう場や機会の創出

(生活環境)

**健康で
安らぎのあるまち**

大気環境	良好な大気環境の保全
水・土壌環境	命を育む健全な水・土壌環境の保全
廃棄物	限りある資源の有効活用とごみの減量
身近な生活環境	平穏な暮らしの維持

(快適環境)

快適で趣のあるまち

公園・緑地	身近でこころ安らぐ空間の確保
歴史・文化的環境	地域が培った歴史を継承するまちづくり
郷土景観	郷土に根ざした親しみ深い景観形成
まち美化・暮らしの マナー・モラル	美しく誇りあるまちづくり

(地球環境)

**地球環境の保全に
貢献するまち**

地球温暖化	身近な地球温暖化防止活動と新エネルギーの活用
-------	------------------------

(環境保全に取り組むための
基盤づくり)

**自ら動き環境保全に
取り組むまちづくり**

環境教育・環境学習	一人一人が自ら考え動く人材育成
各主体による 環境保全活動	みんなが力を合わせ共に取り組む環境づくり

4-3 環境施策

(1) 現況

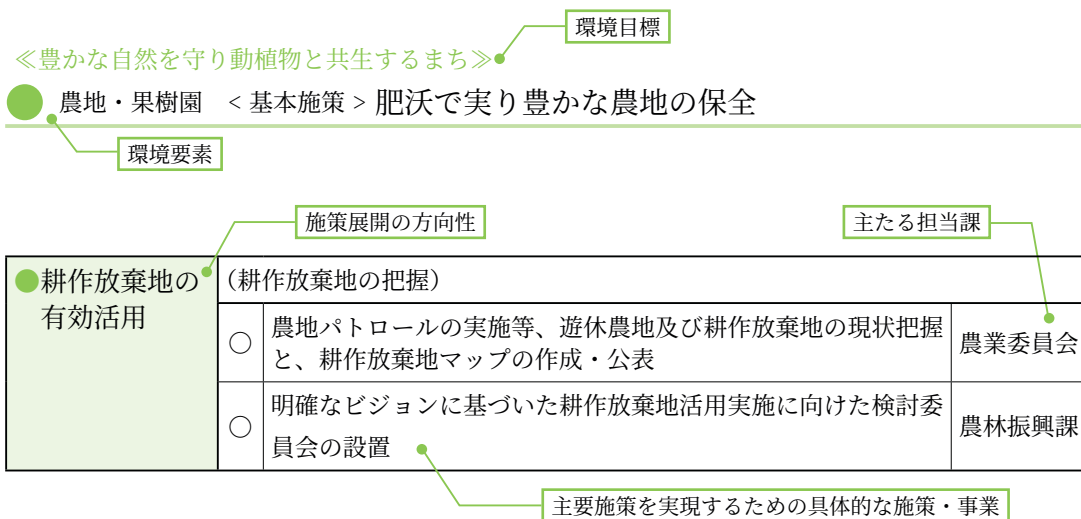
既存文献調査や環境保全に関する市民・事業者のアンケート調査結果等を踏まえ、本市の現況を整理しています。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

主要施策を掲げ、これを実現する手段として、基本施策ごとに環境の保全・創造に向けて市が行う取り組みを示します。

なお、☆で示す施策・事業は「第5章 環境パートナーシップ事業」で掲げている施策・事業を示しています。

ページの見方



(3) 環境指標

本計画では毎年度の進行管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているか、といったことを継続的に点検・評価するため、環境指標を設定しています。

(1) 現状

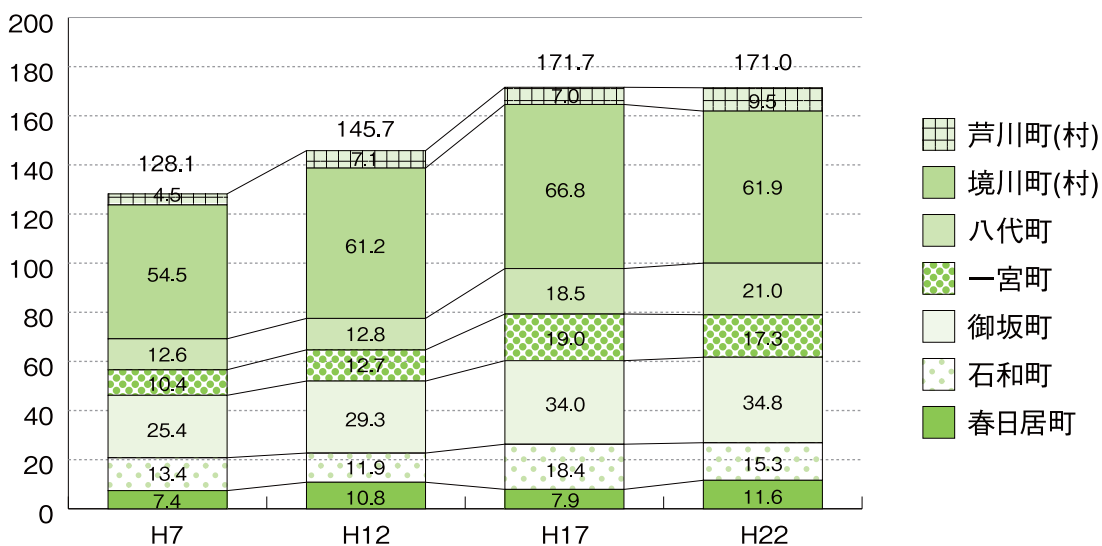
本市は「桃・ぶどう日本一の郷」として、農業が基幹産業となっており、農用地の面積も 3,587ha と市の面積の約 18% を占めています。農地は農作物生産の場であるだけでなく、人間と自然のかかわりあいを作り出してきた里地里山として、固有種を含む多くの野生生物が生息・生育するとともに、本市を特徴づける桃源郷の景観を形成しています。

現在、都市住民の求める自然とのふれあいや環境学習等のニーズを満たす場として農地を活用する市民農園や体験農園の促進等、NPO 等の各種団体との連携を図り施策を推進しています。

《耕作放棄地》

平成 22 年の農林業センサス概数値では耕作放棄地面積が 171ha となっています。耕作放棄地は病虫害の発生や有害鳥獣の繁殖等農業生産への悪影響や不法投棄の誘発等様々な問題を引き起こす一つの要因となります。

耕作放棄地面積(ha)



※四捨五入のため合併町村の合計と一致しないことがあります
※平成22年の数値は概数値です

▲ 耕作放棄地面積の推移 資料:山梨統計データバンク(農林業センサス)

【施策展開の方向性】

- 耕作放棄地の有効活用
- 環境保全型農業の推進
- バイオマス資源の利活用推進
- 地産地消¹の推進

¹ 地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。

(2) 市の取り組み

● 耕作放棄地の有効活用	(耕作放棄地の把握)	
	○ 農地パトロールの実施等、遊休農地及び耕作放棄地の現状把握と、耕作放棄地マップの作成・公表	農業委員会
	○ 明確なビジョンに基づいた耕作放棄地活用実施に向けた検討委員会の設置	農林振興課
	(農地あっせんの仕組みづくり)	
	○ 土地所有者と耕作希望者とを橋渡しする部署の設置や補助制度等、積極的な受け入れ態勢の構築	農業委員会 農林振興課
	○ 農地保有者に対する、市民農園やグリーンツーリズムの仕組みの理解促進・意識啓発	農林振興課
	(観光農園としての利用促進)	
	☆ 農業体験等のイベントを通じた、農家と消費者との交流促進	農林振興課
	(農業の担い手の育成)	
	○ 都市住民や大学生等、耕作希望者（Uターン、Jターン、Iターン）の受け入れ態勢の強化	農林振興課
	○ 関係機関と協働した、農地の保全・管理の担い手の育成システムの構築	農林振興課
	○ 農業学習会やセミナーの開催を通じた、農業に関する（経営やバイオ技術等）指導の推進	農林振興課
	○ 新規就農者に対する農機具購入支援等を通じた、農業へ参入しやすい環境づくり	農林振興課
● 環境保全型農業の推進	(化学肥料・農薬の適正利用)	
	○ 農薬散布時の周辺への飛散（ドリフト）の防止	農林振興課
	○ 健全な土壌保全を目的とした有機栽培・減農薬栽培の取り組み促進	農林振興課
	○ 県による化学肥料や農薬の使用を抑えたエコファーマーの認定促進や育成支援	農林振興課
	○ 有機農産物等の生産体制の確立等を通じた支援	農林振興課
	(啓発活動)	
	○ 病害虫に関する勉強会の実施等、農業指導の促進	農林振興課
	○ イベント等を通じた地域的な環境保全型農業の理解促進	農林振興課
● バイオマス資源の利活用推進	○ 果樹剪定枝等の農業活動に伴うバイオマス資源の利用方法の確立・周知	農林振興課
	○ バイオマスセンターの建設	農林振興課
● 地産地消の推進	○ 地場産農産物の利用拡大等、地産地消の普及に向けた仕組みづくり	農林振興課
	○ 学校給食への地場農産物の積極的利用	学校教育課
	○ 広報や講習を通じたフードマイレージ ¹ の理解促進	農林振興課

¹ フードマイレージ

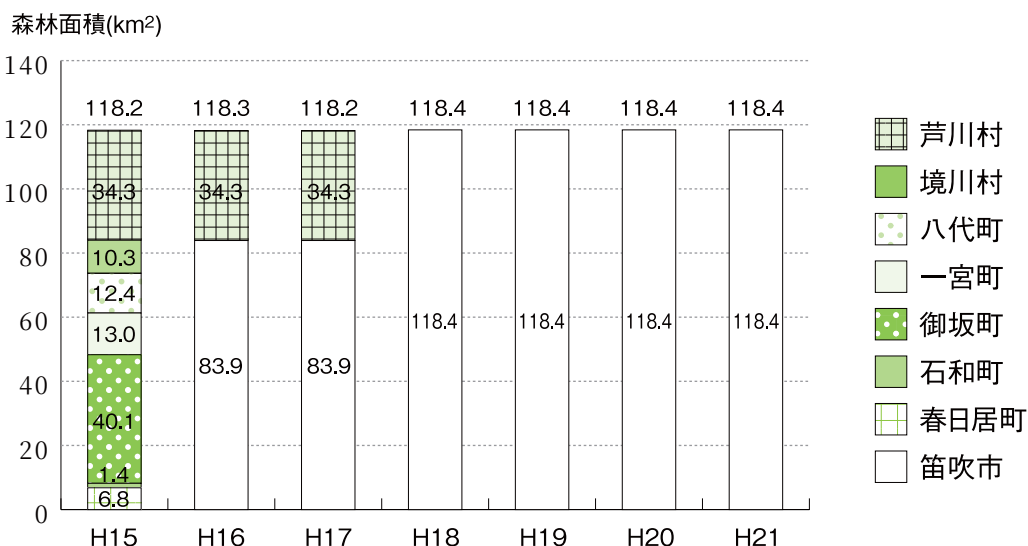
輸入相手国からの輸入量と距離を乗じたもので、この値が大きいほど地球環境への負荷が大きい。「地産地消」の考え方を数的に裏付けるものと考えられる。

(1) 現状

森林は、二酸化炭素吸収源としての地球温暖化防止や、地下水等の水資源のかん養等、多面的な役割を担っています。山梨県林業統計書によると、市内の森林は市の総面積の58.6%（国有林117ha、県有林4,327ha、民有林7,392ha）を占めており、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施される人工林帯、広葉樹が多い天然生の樹林帯まで多彩な森林で形成されています。

これらの森林を利用して、誰でも森林と親しめる森林文化の森として、金川の森、兜山の森、稲山ケヤキの森で、自然景観や生態系に配慮した散策路の整備や、森林体験など環境教育が進められています。

また、市民や企業・団体の社会貢献活動としての森づくりに対する関心が高まる中、企業や森林ボランティア団体と森づくりを協働する取り組みを行っています。平成22年度現在4事業者と森林整備協定を結んでいます。



▲森林整備風景



▲釈迦ヶ岳登山道

【施策展開の方向性】

- 森林の維持・管理の仕組みづくり
- 森林の多面的機能の理解促進
- 地場産材の利活用促進
- 間伐材の利用促進

(2) 市の取り組み

● 森林の維持・管理 の仕組みづくり	(健全な森林の管理)	
	○ 重要な森林を対象とした、県の保安林や緑地保全地区の指定の促進	農林振興課
	○ 所有者に対する意識啓発と管理指導	農林振興課
	○ 林道をはじめとする林業生産基盤の計画的な整備推進	農林土木課
	○ 森林の地籍調査の推進	管理総務課 農林振興課
	○ 森林総合整備事業における負担金の上乗せ補助等を通じた、森林整備・管理の推進	農林振興課
	(市民参加型管理の促進)	
	○ 告知等の情報提供による、企業のボランティア参加等を通じた森林整備の支援促進	農林振興課
	○ 市民・事業者・滞在者・市が協働した管理に向けた仕組みづくり	農林振興課
	(林業の担い手の育成)	
● 森林の多面的機能 の理解促進	○ 小中学生や緑の少年少女隊 ¹ による林業体験等、環境教育を通じた森林を守り育てる意識の啓発	農林振興課
	○ 市街地の学校と連携し都心の子どもたちを対象とした森林体験の実施	農林振興課
	○ 森林セラピーロード ² や遊歩道等の森林浴を体験できる施設整備の促進	まちづくり整備課
● 地場産材の 利活用促進	○ 公共事業や公共施設の建設・改修時における地場産材の利用促進	建設担当課
	○ 県による木造住宅建設時における地場産材利用に対する推奨制度に関する周知	農林振興課
● 間伐材の 利用促進	(バイオマスとしての利用促進)	
	○ ペレット ³ ストーブやペレットボイラーの導入等、ペレットの利用促進	農林振興課
	○ ペレットの生産供給体制の整備・充実	農林振興課
	(木材としての利用促進)	
	○ 観光地やイベントにおける間伐材を利用した製品の周知等を通じた、製品の購入・利用促進	農林振興課

¹ 緑の少年少女隊

青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。

² 森林セラピーロード

森の香りや空気の清浄さ、美しい森の色彩や景観などが人の生理に及ぼす効果について、生理・心理・物理実験等により、「癒し」効果の検証等がなされた散策路のこと。

³ ペレット

おが粉など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと（木質ペレット）。ペレットストーブ、ペレットボイラーとは、木質ペレットを燃料とするストーブやボイラーのことをいう。

(1) 現状

本市の河川水系は、芦川地区を除く大部分は、市の中央を流れる笛吹川水系に属しており、山地から流れる日川、金川、浅川、境川等の河川が笛吹川へ合流しています。また、芦川地区を流れる芦川は、市川三郷町で笛吹川最下流部に合流し、富士川に注いでいます。

これらの恵まれた水環境は、レクリエーションの場や市民・観光客が身近な自然にふれあう場として積極的に活用されています。水環境を保全するため、公共下水道整備の推進や合併処理浄化槽の普及促進を行い、四ツ沢川周辺のホタルの生息環境整備や藤堡の滝のミズバショウの保全等、河川の貴重な動植物の生息環境の維持に取り組むほか、自然環境に配慮した護岸整備などを行っています。また、笛吹川沿いのサイクリングロードや渋川沿いの親水空間等水辺のレクリエーションの利用を推進しています。



▲ 八代四ツ沢砂防公園内のホタル水路



▲ 藤堡の滝のミズバショウ



▲ 笛吹川沿いのサイクリングロード

【施策展開の方向性】

- 自然と調和した河川環境の整備
- 自然とふれあえる親水空間の整備
- 水辺空間の安全管理

(2) 市の取り組み

●自然と調和した 河川環境の整備	(環境負荷の小さい河川整備)	
	○ 魚や水辺の生物が生息できるような河川整備の促進	土木課
	○ 石積みの護岸や聖牛 ¹ 等を取り入れた多自然工法による整備の促進	土木課
	(河川の美化活動)	
	○ 市民による河川の清掃作業の推進	土木課 農林土木課
	○ 河川・水路等の河川環境の現状把握	土木課 農林土木課
	(水と緑のネットワークづくり)	
	○ 河川からの流量の管理・確保	農林土木課
	○ 河川や河川敷の植生等、水辺の緑の維持・保全	まちづくり整備課
●自然とふれあえる 親水空間の整備	○ 市内の主要河川を軸とした、水環境の整備	農林土木課
	○ 公園や空地等を利用した水辺空間の整備促進	ごみ減量課
	○ 身近な河川に対して市民が愛着を持って整備する里川づくりの推進	土木課
●水辺空間の 安全管理	○ 水辺の散策路やサイクリングロードの充実を図るなど、市民が水とふれあえる環境づくり	まちづくり整備課
	○ 土地に適した河川改修の推進	土木課 農林土木課
	○ 老朽箇所・危険箇所の把握等、安全管理の推進	土木課 農林土木課

¹ 聖牛

主に急流河川における水衝部に複数個配置され、減勢効果、導流効果が期待される透過性の水制の一種で、伝統治水工法のひとつである。三角錐に木を組み合わせた形状で、その形が牛の角に似ていることから名付けられたといわれている。

(1) 現状

本市には豊かな自然環境に恵まれた御坂山塊、市北部の大蔵経寺・兜山、笛吹川等をはじめとする水辺等貴重な自然が残っています。山梨県は将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物を自然環境保全条例に基づき指定していますが、本市からは「黒岳自然保存地区」と、自然記念物として「曾根丘陵の植物化石及び珪藻化石」と「芦川のスズラン及び生育地」が指定されています。

本市には天然記念物に指定された植物、動物併せて43種が生息または群生しています。檜峰神社は、山梨県のレッドデータブック¹絶滅危惧種IB類に指定されているコノハズクの生息地となっています。また、境川町藤袋の滝周辺の林は、ミズバショウの群生地、ハコネサンショウウオの生息地ともなっており、身近な緑として保全・活用が図られています。

自然環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業については、環境保全上の支障を未然に防止するため、あらかじめ事業者が地域の環境を十分調査し、事業実施に伴う影響を予測、評価するとともに、その結果を公表する環境影響評価（環境アセスメント）制度があります。山梨県では、平成11年6月、大規模な開発事業の実施による環境への負荷をできる限り小さくするための手続き等を定めた「山梨県環境影響評価条例」を施行しています。



▲ コノハズク



▲ ミズバショウの群生



▲ 芦川のスズラン

【施策展開の方向性】

- 開発行為等に対する規制
- 開発における生態系への配慮
- 野生生物の実態把握
- 野生生物の保護・保全
- 野生動物による農作物被害の防止
- 外来種² 対策の推進
- 生物多様性に関する理解促進

¹ レッドデータブック

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

² 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

(2) 市の取り組み

●開発行為等に対する規制	(適切な地域指定の促進)	
	○ 県による鳥獣保護区、自然環境保全地域等の適切な地域指定への要請・促進支援	農林振興課
	○ 県の景観条例等による自然保護地区の指定促進	農林振興課
	(開発における義務付け)	
	○ 一定規模以上の開発に対する緑地設置の義務付け	まちづくり整備課
●開発における生態系への配慮	○ 関係機関と連携した、開発事業者への指導・協議促進を通じた、開発に際しての生態系への配慮	まちづくり整備課
	○ 自然環境に配慮した施設整備の推進	まちづくり整備課
	○ 市街地に隣接した緑地の計画的な保全の推進	まちづくり整備課
●野生生物の実態把握	○ 野生生物の継続的な調査及び調査結果の公表	ごみ減量課
●野生生物の保護・保全	(野生動物の保護・保全)	
	○ 市域内の野生生物レッドデータブックの作成	ごみ減量課
	○ 関係機関と連携した、けがや病気の野生生物の保護	農林振興課
	○ 外来種の駆除等の、関係機関と連携したその地域に生息していた在来の動植物の保護	ごみ減量課
	(天然記念物の保全)	
	○ 天然記念物に関する情報収集・開示	文化財課
●野生動物による農作物被害の防止	○ 野生動物による農作物被害の実態把握	農林振興課
	○ 農作物の被害防止のための有害鳥獣駆除の推進	農林振興課
	○ 防止柵用資機材の助成制度と制度利用を含めた広報活動の実施	農林振興課
●外来種対策の推進	○ 特定外来種の移入や拡大防止に向けた、適正な情報提供	ごみ減量課
	○ 持ち込み禁止措置等の周知や、飼い主に対する外来種のペット等の放し飼いや放流禁止の指導・啓発	ごみ減量課
	○ 特定外来種に関する相談への対応	ごみ減量課
●生物多様性に関する理解促進	○ 小中学校の授業をはじめ広報紙や講習会等を通じた、生物多様性の機能や必要性に関する情報提供・理解促進	ごみ減量課
	○ 野生生物の保護・保全に対する意識啓発	農林振興課 ごみ減量課

(1) 現状

自然環境は、私たちの心を癒す機能を有していることから、適正な保全と利用が求められており、そのため、自然とのふれあいを確保しつつ、保全を図る必要があります。自然とのふれあいと保全を進めるために、みさか桃源郷公園、四ツ沢川周辺では地域と協働で「ホタルの郷づくり」を推進しています。

既存の森林公園を市民や観光客が自然と親しみふれあう緑の拠点、レクリエーションの場として整備していくとともに、身近な生活基盤として市街地に点在する雑木林や、遊休地、水辺等を活用して公園・広場を整備、公共施設の緑化等を目指していきます。

また、市内には山梨百名山が9箇所あり、多くのハイカーが訪れています。

■ 稲山ケヤキの森

樹齢100年を越える約260本のケヤキが生い茂り、真夏でも涼しく森林浴ができます。小鳥のさえずる広大な敷地の中に、遊歩道や東屋、親水施設が整備され、爽やかな時間が過ごせます。



■ 藤壺の滝大窪いやしの杜公園

甲斐武田氏の祖、新羅三郎義光が創立したと伝えられる御堂の前で、八すじの滝が静かに流れ落ちています。周辺一帯は、森林浴や散策が楽しめる森林公園となっており、癒しの杜として親しまれています。



■ 森林公園金川の森

36haの敷地を、「どんぐりの森」「かぶとむしの森」等6つのエリアに分け、テーマに沿った展開をしています。マウンテンバイクコースやターゲットバードゴルフ場のある「スポーツの森」では、自転車やリサイクルカートも貸し出しています。



■ 御坂路さくら公園

約2,000本の桜が植えられた園内には、マス釣りや水遊びができる池や散策路が整備されており、バーベキューやキャンプも楽しめます。



■ みさか桃源郷公園

眼下に甲府盆地や南アルプスが広がる40,000㎡の敷地に、「芝生広場」、遊具が揃った「児童広場」、夏場には水遊びも楽しめる「親水広場」等が整備されています。



■ 八代ふるさと公園

岡・銚子塚古墳と盃塚古墳を有する古墳広場や、遊具のあるわんぱく広場、野外劇場、親水広場等があり、桃源郷の景観を楽しむ絶好のロケーションにあります。また、約300本の桜が咲き乱れる春には、花見客で賑わいます。



【施策展開の方向性】

- 身近な自然とのふれあう場の創出
- 自然保護意識の高揚

(2) 市の取り組み

● 身近な自然とのふれあう場の創出	○ 関係機関と連携した、登山道やハイキングルート等の森林とふれあう場の整備促進・支援	観光商工課 農林振興課
	○ 農業体験等のイベントを通じた、農地の観光農園等による利活用促進	農林振興課
	○ 生産者と消費者・都市住民が交流できるコミュニケーション（農地見学、体験農業等）の仕組みづくり	農林振興課
● 自然保護意識の高揚	○ 子どもたちへの身近な自然とのふれあいの場の提供	まちづくり整備課
	○ 自然観察会や子どもが参加できるイベント等を通じた環境保全意識の高揚	ごみ減量課
	○ 植物の採取禁止やごみの持ち帰り等の周知・啓発	ごみ減量課 観光商工課

(1) 現状

大気汚染は、工場や事業所のボイラーや廃棄物の焼却炉など固定発生源によるもの、人や自動車等の移動発生源によって出るものがあります。工場からは二酸化硫黄（SO₂）等、自動車特にディーゼル車から排出されるのは、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）です。

笛吹市に設置されている大気汚染状況常時監視測定局による平成 15 年度から平成 21 年度までの常時監視結果を見ると、二酸化窒素（NO₂）は基準を満たしていましたが、浮遊状粒子物質（SPM）は平成 17 年度に基準を上回っていました。

また、平成 21 年度の悪臭による苦情は全部で 98 件あり、家庭ごみや剪定枝の焼却による野焼きの悪臭が 63 件、水路からの悪臭、農業で利用される肥料等の悪臭が 35 件となっています。

◇野焼き・悪臭の苦情件数

	H17	H18	H19	H20	H21
野焼き	8	21	21	18	63
悪 臭	4	16	3	23	35

資料:ごみ減量課

【施策展開の方向性】

- 秩序ある土地利用による混在化の改善
- 暮らしに伴う大気環境負荷の低減
- 農業、事業活動に伴う大気環境負荷の低減

(2) 市の取り組み

● 秩序ある土地利用による混在化の改善	○ 計画的な土地利用の推進	まちづくり整備課
	○ 土地利用・開発の規制	まちづくり整備課
● 暮らしに伴う大気環境負荷の低減	(大気汚染物質の監視)	
	○ 県で実施する大気汚染のモニタリングの把握、状況監視	ごみ減量課
	(面的汚染源対策)	
	○ アイドリングストップの普及を通じた自動車排気ガス排出抑制の促進	ごみ減量課
● 農業、事業活動に伴う大気環境負荷の低減	(悪臭の防止)	
	○ 畜産農家に対する家畜排泄物の適正処理の指導	農林振興課
	○ 工場・事業所における悪臭の規制・指導	ごみ減量課
	(野焼きの指導、法令順守やマナーの徹底)	
	○ 農家からの、農業用ビニール等の廃プラスチックや果樹剪定枝の回収促進	農林振興課
	○ 野焼きの防止に向けた指導と営農に関する理解促進	ごみ減量課

(1) 現状

《水質汚濁》

芦川地区を除く大部分が属する笛吹川における、水質汚濁の度合いを示す BOD（生物化学的酸素要求量）は平成 10 年度から平成 21 年度まですべて環境基準を満たしています。その他の中小河川についてはおおむね良好な状態となっていますが、渋川、寒川、上手川で BOD3mg/ℓ 以上の値が検出されています。

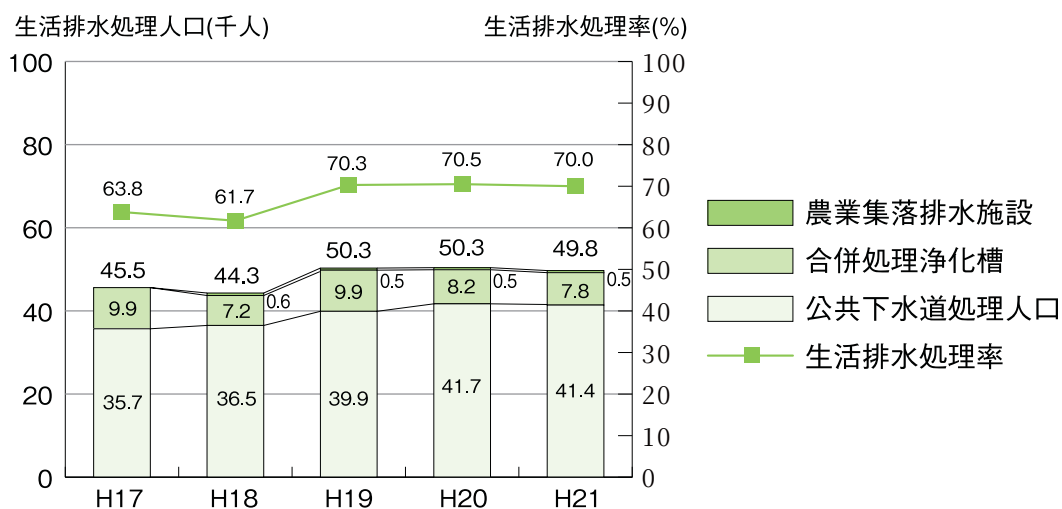
地下水には硝酸・亜硝酸性窒素による汚染が見られます。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は窒素肥料が変化したもので、土壌から溶け出して富栄養化の原因等の問題になることが多い物質です。

また取水量低下等の水源における問題もあったため、上水道は主に地下水を水源としてきました。今後は峡東地域水道企業団（琴川ダム）と笛吹畑かん（広瀬ダム）の水源を活用し、平成 33 年には計画 1 日最大給水量 36,800m³/日の約半分をダム用水でまかなう計画となっています。

生活排水処理に関しては、公共下水道の整備を中心に排水処理人口が増加しており、これに伴って生活排水処理率も増加傾向にあります。

《土壌汚染》

本市は、山梨県で毎年実施しているダイオキシン類の土壌汚染調査において、環境基準を達成しています。過去、土壌汚染による苦情はなくおおむね良好な状態にあると考えられます。



※ 四捨五入のため各項目の合計と一致しないことがあります

▲生活排水処理施設整備実績の推移 資料:下水道課

【施策展開の方向性】

- 地域の実状に応じた生活排水処理施設の整備
- 河川の水質浄化
- 産業排水処理対策
- 節水行動の促進
- 雨水利用の促進
- 地下水の保全、適正利用
- 農薬の適正利用の推進
- 法令に基づく規制・指導

(2) 市の取り組み

●地域の実状に応じた生活排水処理施設の整備	(生活排水の汚濁軽減)	
	○ パンフレット等による、家庭における適切な排水処理指導方法に関する周知	ごみ減量課
	(地域の実状に応じた生活排水処理施設の整備)	
	○ 下水道処理場の増設、改修、高度処理による生活排水の適正処理の推進	下水道課
	○ 下水道計画区域外における合併浄化槽設置費補助等を通じた生活排水の適正処理の推進	下水道課
	(生活排水に起因する公共用水域の汚染防止)	
	○ 公共水域における汚濁状況の把握、必要に応じた指導、規制	各課
●河川の水質浄化	○ 市民による河川の清掃作業の推進（再掲）	土木課 農林土木課
	○ 河川・水路等の河川環境の現状把握（再掲）	土木課 農林土木課
●産業排水処理対策	○ 工場や事業者に対する汚染物質排出の規制・指導・監視	ごみ減量課
	○ 土採取や埋立（残土）に伴う環境影響の抑制	ごみ減量課
	○ 工場や事業者に対する地下水汚染物質の調査・報告の義務化	ごみ減量課
●節水行動の促進	○ 広報紙やイベント等を通じた水の適正利用の啓発	水道課
●雨水利用の促進	○ 公共施設における雨水利用	管財課
●地下水の保全、適正利用	(雨水の地下還元)	
	○ 歩道や公共施設の駐車場等の整備における、透水性舗装の採用を検討	建設担当課
	(地下水の過剰揚水の防止と表流水の有効活用)	
	○ 農業用水の整備、利用推進	農林土木課
	○ 工業用水道への転換	水道課
	○ 地下水資源保護審議会による地下水過剰揚水の防止	ごみ減量課
●農薬の適正利用の推進	○ 農薬散布時の周辺への飛散（ドリフト）の防止（再掲）	農林振興課
	○ 健全な土壌保全を目的とした有機栽培・減農薬栽培の取り組み促進（再掲）	農林振興課
	○ 県による化学肥料や農薬の使用を抑えたエコファーマーの認定促進や育成支援（再掲）	農林振興課
	○ 農薬の河川流出抑制に向けた啓発・広報の推進	農林振興課
	○ 関係機関と連携した、適正な農薬使用と有機栽培・減農薬栽培への取り組み促進	農林振興課
●法令に基づく規制・指導	○ 県による土壌汚染対策法に基づいた土壌汚染調査結果の把握	ごみ減量課
	○ 事業者に対する情報の提供等を通じた法の周知	ごみ減量課

(1) 現状

本市は生活系ごみを大きく7分類し、委託業者により収集を行っています。可燃ごみは、春日居地区のものは東山梨環境衛生組合の東山梨環境衛生センターで、その他の地区のものは甲府市の環境センターにて処理されています。粗大ごみの大部分と資源物の全ては民間施設で委託処理されていますが、石和地区と春日居地区の一部の粗大ごみはそれぞれ、甲府市環境センターと東山梨環境衛生センターにて処理されています。最終処分は県外の民間業者に委託処分しています。

事業系ごみは、許可業者による収集か自己搬入により甲府市環境センターや東山梨環境衛生センター、青木が原ごみ処理組合、民間業者に持ち込まれ、処理されています。最終処分については、生活系ごみ同様に民間業者により委託処分されています。

本市は平成19年2月にごみの広域的処理を行う中間施設の建設に向け、甲府市、山梨市及び甲州市と「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合」を設立しました。平成29年に完成予定の中間処理施設（ごみ焼却《溶融》施設、破碎・選別処理施設）は、周辺環境及び地球環境の保全と循環型社会形成に配慮した施設となっています。

《やってみるじゃん53減量》

本市は平成18年から平成22年まで、「やってみるじゃん53減量」として生活系可燃ごみ53%減量に取り組んできました。今後もさらに計画を5年間延長し、平成27年までの達成を目指します。これからも分別知識普及のための「出前分別説明会」「店頭キャンペーン」の実施、資源物分別・生ごみ処理推進のための「笛吹市資源物回収奨励金」「家庭用生ごみ処理機等補助金」支給等を継続します。



▲小学校でのごみ分別説明会

《廃食油資源化事業》

平成18年度より小中学校や保育園の給食から出る廃食油をBDFに精製し、ごみ収集車や給食配食車に利用する廃食油資源化事業が始まりました。平成20年度からは、市民の方からの廃食油の回収も進めており、平成21年度は合計で廃食油12,255ℓを回収し、BDF9,300ℓを精製しました。



▲ BDF プラント

《バイオマスタウン構想》

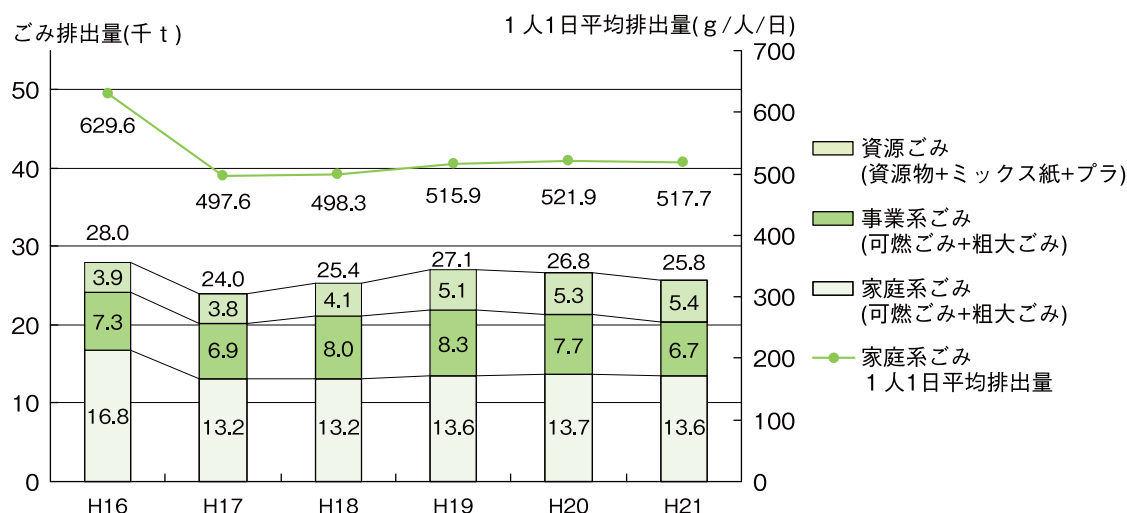
バイオマスタウン構想では、木質系バイオマスのチップ化、生ごみの堆肥原料化、廃食油のBDF化を3つの柱としてバイオマスを利活用しています。木質系バイオマスのチップ化では、果樹剪定枝や間伐材をチップ化することで悪臭の原因となる野焼き防止だけでなく、堆肥原料として有効活用します。生ごみ堆肥原料化では、一般家庭や学校給食、旅館組合からの生ごみを堆肥化します。また、前述の廃食油のBDF化については、学校給食だけでなく旅館組合の廃食油もBDF化を進めます。現在、バイオマスセンターの建設も進められており、バイオマス資源のさらなる活用が期待されます。

《バイオマスセンター建設事業》

バイオマスセンターを建設し、そこにおいて生ごみや剪定枝の有機質資源を堆肥化することにより、ごみの減量化を図るとともに、堆肥等を使った土づくりによって化学肥料の使用を抑え、環境への負荷を軽減し、環境保全型農業を推進します。

《ごみ排出量》

平成17年度から平成21年度の5年間で収集された家庭系ごみ量は平均13,487t（資源物含む）でした。「やってみるじゃん53減量」として分別徹底によるごみ減量を進めてきた結果、基準年度（平成16年度）と比較して、可燃ごみ収集量が約29%減量されるとともに、再利用可能な「ミックスペーパー」「その他プラスチック」はそれぞれ2倍以上に増えています。1人1日あたりのごみ排出量は平成17年度以降は横ばいになっており、平成21年度は517.7g/人/日となっています。



※ 四捨五入のため各項目の合計と一致しないことがあります

▲ごみ排出量の推移 資料：ごみ減量課

【施策展開の方向性】

- ごみ排出量の減量化、5Rの推進
- バイオマス資源の利活用推進（再掲）
- 再使用・再生利用の促進
- ごみの適正処理の推進

(2) 市の取り組み

●ごみ排出量の減量化、5Rの推進	(ごみの排出抑制)	
	○ 広報紙やイベント等を通じた情報提供や市民の意識啓発	ごみ減量課
	○ 関係機関と連携した給食残飯の減量化	学校教育課
	☆ イベント等におけるリユース食器・デポジット制度 ¹ の使用を通じたごみ減量活動の促進	ごみ減量課各課
	○ 市役所におけるグリーン購入 ² の実施促進	管財課
	☆ 生産者もごみ処理責任を負うような体制の構築（拡大生産者責任 ³ の浸透）	ごみ減量課
	(レジ袋削減の取り組み推進)	
	○ キャンペーンやポスター等を通じたマイバッグ持参やレジ袋無料配布中止に関する情報提供による、レジ袋削減の推進	ごみ減量課
●バイオマス資源の利活用推進（再掲）	○ 果樹剪定枝等の農業活動に伴うバイオマス資源の利用方法の確立・周知（再掲）	農林振興課
	○ バイオマスセンターの建設	農林振興課
	○ 畜産系廃棄物の利用促進	農林振興課
●再使用・再生利用の促進	(再使用・再利用の促進)	
	○ 生ごみ処理機器購入補助や使用方法等の情報提供を通じたコンポスト ⁴ 化の推進	ごみ減量課
	☆ 市内の小中学校からの給食残飯の堆肥化・飼料化の推進	学校教育課
	☆ 廃食油の回収及びBDFとしての再利用の促進	ごみ減量課
	(ごみの回収方法の改善)	
	○ 「資源回収奨励金」による集団回収団体への支援	ごみ減量課
	○ ごみ減量を目的としたごみ有料化の検討	ごみ減量課
	○ 店頭における資源ごみ回収の支援	ごみ減量課
	○ パンフレットや講習会を通じた各種リサイクル法の周知・徹底	ごみ減量課
●ごみの適正処理の推進	(分別・回収方法の改善)	
	○ 広報紙や回覧板を活用した、ごみ出しルールの周知徹底	ごみ減量課
	○ ごみステーションの地区における自主的な管理の促進	ごみ減量課
	○ ごみステーションの管理状況の監視と改善要請	ごみ減量課
	(市民意識の高揚)	
	○ 学校教育や広報紙、各種イベントを通じたごみ減量化・資源化の意識啓発	ごみ減量課
	○ 自治会に入らない人や外国人に対する広報の充実	ごみ減量課
	○ 廃棄物処理施設の施設見学会の開催	ごみ減量課

¹ デポジット制度

製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいう。「預かり金払い戻し制度」ということもある。

² グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

³ 拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。

⁴ コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。主に都市の生ごみから作られる有機肥料を指している。

(1) 現状

《騒音・振動》

騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法に基づき、工場や建設作業、自動車、道路交通等を対象として、規制地域を定めて規制が行われています。

平成 21 年度における騒音・振動の苦情件数は 14 件で、工場・事業場から出る金属や石材等の破碎音が主な原因でした。

◇騒音・振動の苦情件数

	H17	H18	H19	H20	H21
騒音・振動	10	19	1	12	14

資料:ごみ減量課

【施策展開の方向性】

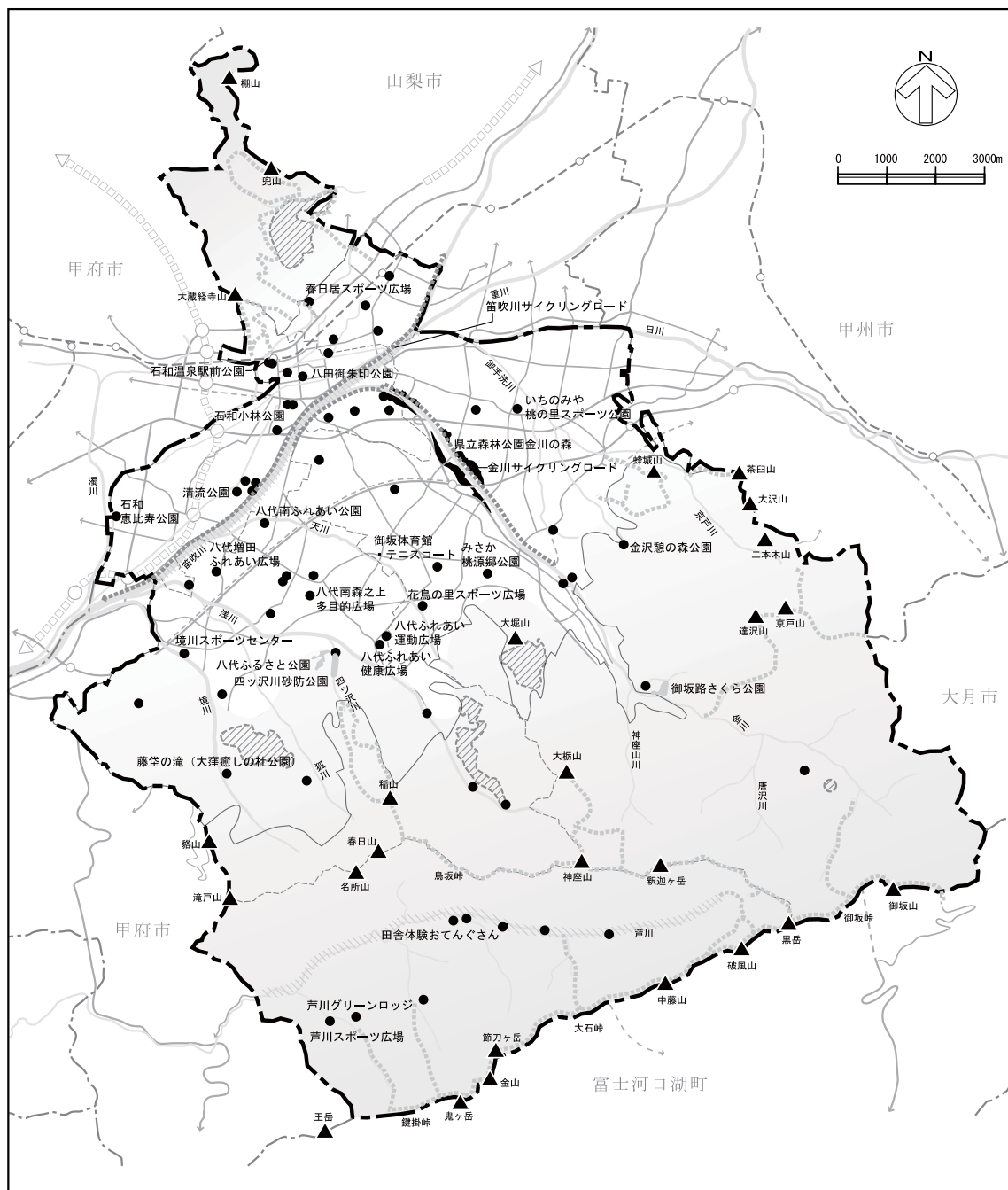
- 道路交通に伴う騒音・振動の防止・低減
- 暮らしに伴う騒音の防止
- 事業活動に伴う騒音・振動の防止

(2) 市の取り組み

● 道路交通に伴う騒音・振動の防止・低減	○ 主要幹線道路における低騒音舗装や遮音壁設置等の、関係機関への要請	土木課
● 暮らしに伴う騒音の防止	○ 広報紙等を通した、ペットの無駄吠えの防止、ペットの適切な飼育指導やマナー・モラルの向上	ごみ減量課
	○ ピアノやステレオ等の近隣生活騒音の防止に関する意識啓発	ごみ減量課
● 事業活動に伴う騒音・振動の防止	○ コンビニや深夜営業店舗におけるカラオケ等の騒音に対する指導	ごみ減量課
	○ 関係機関と連携した、「騒音規制法」や「振動規制法」に基づいた工場や事業所、建設工事等に伴う騒音・振動の規制・法に関する情報提供や改善指導	ごみ減量課

公園や緑地は、市民のやすらぎと憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもの遊び場として、市民にとって最も身近な場です。また、災害時の避難場所としての役割もあり、市の機能として重要な存在と位置づけられます。

本市の公園は平成21年4月現在、都市公園が7箇所、その他の公園が19箇所、市民1人あたりの公園面積が8.6㎡/人となっています。本市は豊かな緑に囲まれています、市街地や宅地化が進む住宅地には緑が不足しているところもあります。



- 安心して利用できる身近な公園整備
- 市街地における緑化の推進
- 公共空間における緑化の推進

(2) 市の取り組み

●安心して利用できる身近な公園整備	○ 都市計画公園や公共緑地、公園、広場等の計画的な整備（再掲）	まちづくり整備課
	○ 既存の公園の整備改修	まちづくり整備課
	○ 市民団体やシルバー人材センター等地元住民を活用した、運営・管理の充実	まちづくり整備課
●市街地における緑化の推進	○ 緑のカーテン ¹ 等、住宅地における緑化の促進	まちづくり整備課 ごみ減量課
	○ 屋上緑化・壁面緑化の促進	まちづくり整備課
	○ 大規模店舗や工場など民間事業所の緑化	まちづくり整備課
	○ 緑化目標の設定（緑の基本計画の策定）（再掲）	まちづくり整備課
●公共空間における緑化の推進	○ 公共施設の緑化	まちづくり整備課 ごみ減量課
	○ 緩衝緑地 ² やポケットパーク ³ 等の整備	まちづくり整備課
	○ 植樹帯の整備や、道路用地の残地緑化等の沿道緑化	まちづくり整備課
	○ 校庭の芝生化の検討	教育総務課



▲清流公園 みどりの広場

¹ 緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のことをいう。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を抑制する効果がある。

² 緩衝緑地

公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に設置され、空間距離を保つとともに樹木の持つ環境保全機能効果に期待し、多くの樹木が植えられることが多い。通常、都市計画上の「都市施設（公園等）」として位置づけられ、都市公園の一種として地方公共団体により整備される。

³ ポケットパーク

都市の中に設けられ、ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

(1) 現状

本市には多様で貴重な歴史的・文化的資源が豊富に分布しています。平成 17 年には市内に山梨県立博物館が完成し、「山梨の自然と人」をテーマとした歴史の総合的な調査研究や、展示が行われています。

釈迦堂遺跡博物館には、重要文化財に指定された縄文時代の出土品が多数収蔵されています。また、市内には奈良時代に建てられた甲斐国分寺跡・国分尼寺跡があるほか、国府・国衙といった地名も残されています。さらに、芦川の兜造民家や浅間神社の「大神幸祭(おみゆきさん)」等、現在に引き継がれている有形無形の伝統的な文化も多くあります。



▲釈迦堂遺跡博物館



▲甲斐国分寺跡



▲大神幸祭

◇国指定文化財の状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
重要文化財	9	10	10	10	10	10
史 跡	2	2	2	2	2	2
登録文化財	3	3	3	3	3	4

資料:教育委員会文化財課

【施策展開の方向性】

- 文化財の保護・保全
- 郷土芸能、伝統文化等の継承
- 学習の場としての活用

(2) 市の取り組み

●文化財の保護・保全	○ 慈眼寺等をはじめとする指定文化財の修復・整備	文化財課
	○ 歴史資料・文化財の調査、収集と保存	文化財課
	○ 文化財の観光への活用	文化財課
●郷土芸能、伝統文化等の継承	○ 伝統芸能の継承に向けた取り組みの支援	文化財課
	○ 講演会や現地見学会、展示会、広報等を通じた地元住民に対する啓発	文化財課
●学習の場としての活用	○ 郷土学習の場としての積極的な活用、歴史的価値の学習機会の提供	文化財課
	○ 説明板やエリアマップ、スポットガイド等の作成等を通じた歴史や文化に関する情報提供の推進	文化財課

(1) 現状

本市は、豊かな森、山と溪谷、河川の水辺等の豊かな自然に囲まれ、低地や山ろくの丘陵地では果樹園や里山に抱かれた美しい景観が広がっています。南アルプス、八ヶ岳、秩父山地や甲府盆地を望む眺望にも恵まれています。

また、甲斐国分寺跡・国分尼寺跡、山梨岡神社など山梨県を代表する文化財をはじめとした史跡、古墳、社寺、兜造民家群や石垣の残る芦川地区の特徴的な農山村景観等、歴史・文化的景観資源も数多く分布しています。各地域でも、水路、大木、塚・祠・道祖神等の身近な資源が点在し、地域の表情を醸し出しており、市全体が自然や歴史の風景博物館となっています。

これらの優れた景観は、市の風格やイメージを印象づける地域活性化の資源としてもとらえられ、市民だけでなく本市を訪れる観光客にとっても魅力ある景観の保全、形成に向けて、景観計画策定をはじめとした施策に取り組んでいます。



▲ 釈迦堂から眺める桃源郷の風景



▲ 八田家書院



▲ 近津用水路の桜

【施策展開の方向性】

- 桃源郷などの農村風景の保全
- 情緒ある郷土景観の形成

(2) 市の取り組み

● 桃源郷などの 農村風景の保全	○ 都市住民や大学生等、耕作希望者（Uターン、Jターン、Iターン）の受け入れ態勢の強化（再掲）	農林振興課
	○ 農村風景の保全に対する市民の意識の向上	まちづくり整備課
● 情緒ある 郷土景観の形成	○ 景観ストックを活かした生活の場としての都市景観の魅力向上	まちづくり整備課
	○ 温泉の源泉の保護	水道課
	○ 景観づくりの指針の設定（景観条例の策定）	まちづくり整備課
	○ 関係機関による屋外広告物の適切な規制・誘導に対する支援	まちづくり整備課
	○ 市による、景観形成助成や奨励・顕彰制度の創設	まちづくり整備課
	○ 温泉街や主要道路における関係機関による電線類の地中化の要請・支援	まちづくり整備課 土木課
	（市民との協働によるまちづくり）	
	○ 市民参加による地域景観個性の抽出	まちづくり整備課
	○ まちの景観に関する啓発、意識向上	まちづくり整備課

(1) 現状

《不法投棄》

本市では不法投棄対策として、独自に不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄物の撤去を行っています。不法投棄の処理実績として、平成 21 年度は 17,460kg の不法投棄物、タイヤ 236 本、家電リサイクル法対象品目 402 台となっています。

平成 13 年 4 月に家電リサイクル法が施行され、対象品目を処分する際には、引取りをする小売業者や製造業者等からの求めに応じ、リサイクル料金を支払うこととなっています。通常の粗大ごみでは回収対象でないこれらの家電対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)の不法投棄を防止するため、年に 2 回有料で特別収集を行っています。専門業者へ持ち込んで処分しなければならないタイヤ・バッテリーについても、市が年 1 回特別収集を行うことで、市民サービス向上を図っています。

また、頻繁に投棄される箇所には防止ネットを設置するなどの対策もとしています。

《まち美化》

本市では地域や企業の環境保全活動を推進するボランティア活動として、公共の場所の定期的な清掃活動を行うアダプトプログラムを進めています。平成 21 年度は 19 団体 656 人の活動実績がありました。

また、花と緑のまちづくり推進事業を通して沿道美化にも努めています。



▲御坂直進道清掃



▲軽トラックいっぱいの不法投棄物



▲市による不法投棄物の撤去作業

【施策展開の方向性】

- 不法投棄に対する規制・監視体制の強化・充実
- 周囲に配慮したマナーの順守、モラル向上
- 環境美化を促進する仕組みづくり

(2) 市の取り組み

●不法投棄に対する 規制・監視体制の 強化・充実	○ 家電量販店等におけるパンフレット配布を通じた家電リサイクル法の周知徹底	ごみ減量課
	○ 土地所有者に対する、不法投棄の未然防止に向けた対策の要請	ごみ減量課
	☆ ポイ捨て禁止条例の制定を視野に入れた、実効性を伴った防止対策の検討	ごみ減量課
	☆ 不法投棄の多い地域における定期的な監視パトロール	ごみ減量課
	○ 警察等関係機関と連携した、不法投棄された自転車・バイク等の撤去や指導	ごみ減量課
●周囲に配慮した マナーの順守、 モラル向上	(ポイ捨てや不法投棄の防止)	
	○ 広報紙やチラシ等を通じた意識啓発	ごみ減量課
	☆ 学校におけるポイ捨てや不法投棄に関する教育の充実（親への波及効果）	ごみ減量課
	○ 市民一斉のごみ拾い運動やリサイクルフェア等、誰もが参加しやすいイベントの開催	ごみ減量課
	(近隣公害の未然防止)	
	○ 事業所の立ち入り調査、指導の徹底	ごみ減量課
	○ 公害苦情に対する相談体制の整備・充実	ごみ減量課
	(野焼きの防止)	
	○ 野焼きや家庭における焼却に対する指導	ごみ減量課
	○ 農家からの農業用ビニール等の廃プラスチックや果樹剪定枝の回収促進	農林振興課
●環境美化を促進する 仕組みづくり	(美化活動の推進)	
	○ 花と緑のまちづくり推進事業やアダプトプログラム等、市民の自主的な周辺地域の美化活動の推進	市民活動支援課 ごみ減量課
	○ 観光地等におけるごみの持ち帰りの促進	観光商工課
	(美化に関するルールやモラルの向上)	
	○ ポイ捨てやペットのフン放置防止の啓発用看板の無料配布	ごみ減量課
	○ 空地・空き家の管理人に対する適正管理の啓発・指導	ごみ減量課

(1) 現状

地球温暖化は、19 世紀以降現在までの人間活動によって二酸化炭素等の温室効果ガスが増加し、大気中のバランスが崩れ地球全体の気温が上昇していくことを言います。急激な気温上昇を伴う影響として、海面水位の上昇による陸域の減少、異常気象の増加、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、熱帯性感染症の増加等が挙げられています。

山梨県では平成 20 年 12 月に山梨県地球温暖化対策条例を公布し、「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。平成 24 年までに平成 19 年度比 15.9%削減、おおむね平成 62 年までの長期目標では県内の二酸化炭素排出量をゼロとする「CO₂ ゼロやまなし」の実現を目指しています。

本市でも、平成 20 年度に市の事務事業について、「笛吹市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温暖化防止の取り組みを進めています。平成 19 年度を基準年度とし、基準年度の二酸化炭素排出量 10,844t-CO₂ と比較し、平成 25 年度までの 5 年間に 3%削減することを目標として取り組んだところ、平成 21 年度実績で約 14%削減を達成しました。そのため新たに平成 21 年度の二酸化炭素排出量 9,282t-CO₂ を基準とし、平成 25 年度までに 3%削減するという目標を立て、達成に向けて省エネ等に努めています。

今後は中長期的な視点に立ち、温室効果ガスの大幅削減を実現するため市民、事業者、市が一体となった地域全体の地球温暖化防止に取り組む「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定する必要があります。現在本市では郊外を中心に開発が進んでいますが、市街地の無秩序な拡散を防止し公共交通の利用を促進するコンパクトシティへの取り組みや新エネルギーの活用、緑地の保全等の自然資本の活用等、低炭素型の地域づくりを推進していきます。



▲市役所南館屋上に設置された
太陽光発電システム



▲緑のカーテン



▲石和温泉駅の様子

【施策展開の方向性】

- 新エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進
- 地域公共交通の利便性向上
- 環境負荷の少ない自動車利用の促進
- 省エネルギー行動の促進
- 省エネルギー機器の普及促進
- 市の率先した省エネルギー行動
- その他 地球問題への積極的な対応（酸性雨、オゾン層破壊）

(2) 市の取り組み

●新エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進	(太陽光発電システム ¹ の推進)	
	○ 住宅用新エネルギー機器導入補助等を通じた、新エネルギー利用の拡大	ごみ減量課
	○ 公共施設における太陽光発電設備の導入拡大	各課
	(その他、再生可能エネルギーの普及促進)	
	○ 新エネルギーの計画的な導入に向けた、エネルギープランの策定検討	ごみ減量課
	○ ごみ焼却に伴う排熱のサーマルリサイクル ² の推進	ごみ減量課
	○ 果樹剪定枝等の農業活動に伴うバイオマス資源の利用方法の確立・周知(再掲)	農林振興課
	(キャンペーンによる意識啓発)	
●地域公共交通の利便性向上	○ 駅やバス停等の施設や車両のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン ³ の導入	まちづくり整備課
	○ 市営バスの再編整備による民営バス路線や鉄道との接続等、各種公共交通機関との連携強化	経営企画課
	○ 「デマンド交通 ⁴ 」の運行地域拡大による交通不便地域、地域間におけるサービス格差の是正	経営企画課
●環境負荷の少ない自動車利用の促進	○ 広報紙やホームページを通じたエコドライブの理解促進	ごみ減量課
	○ 公用車への、エコカーの率先導入	管財課
	○ 国や県が実施するエコカーの購入支援施策や優遇措置等に関する情報提供	ごみ減量課
	○ 廃食油を活用したバイオディーゼル燃料の利用拡大	ごみ減量課
	○ 駅や高速バス停周辺の駐車場整備によるパークアンドライド ⁵ の促進	まちづくり整備課

¹ 太陽光発電システム

半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のこと。

² サーマルリサイクル

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱が、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている例がある。

³ ユニバーサルデザイン

高齢者や身体障害者だけでなく、あらゆる人が利用できる、分かりやすいデザインのことで、初めからバリアを作らせないという考え方にたったデザインのことである。具体的には、言葉の違いや左右の利き手の違い、年齢や障害の有無などにかかわらず利用することができる設計・デザインのこと。

⁴ デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

⁵ パークアンドライド

都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバス等で移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。

●省エネルギー行動の促進	(CO ₂ の見える化)	
	☆ 環境家計簿を活用した家庭における省エネ行動の促進	ごみ減量課
	(家庭における省エネルギー活動の推進)	
	☆ クールビズ ¹ 、ウォームビズ ² の普及促進	ごみ減量課 総務課
	○ 広報紙等を通じた省エネ取り組みへの呼びかけ	ごみ減量課
●省エネルギー機器の普及促進	☆ 省エネ活動に関する相談への対応	ごみ減量課
	(省エネ製品の普及促進)	
	☆ 家庭用高効率機器など省エネ製品の理解と普及促進	ごみ減量課
	(住宅・建築物の省エネルギー化)	
	○ 情報提供を通じた高断熱・高気密住宅の普及促進支援	ごみ減量課
●市の率先した省エネルギー行動	○ 国や県による優遇制度の周知等、長期優良住宅 ³ やエコハウスの普及促進支援	まちづくり整備課 ごみ減量課
	○ 笛吹市地球温暖化対策実行計画に基づいた市役所の積極的な温暖化防止活動の推進	ごみ減量課
	○ 小中学校をはじめとする市有施設へのLED照明 ⁴ の導入検討	施設管理 担当課
●その他地球問題への積極的な対応 (酸性雨、オゾン層破壊)	(フロン回収・適正処理に関する情報の収集、提供)	
	○ 国や県による法に基づくフロンの適正な回収・処理促進への支援	ごみ減量課
	(酸性雨の発生状況に関する情報の収集、提供)	
	○ 国、県による酸性雨被害の情報の収集・整理及び周知	ごみ減量課

¹ クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

² ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

³ 長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅」のこと。

⁴ LED照明

LEDは、電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。日本語では「発光ダイオード」と表現されるが、英語では「Light Emitting Diode」という表記になり、頭文字を取ってLEDと呼ばれている。白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が非常に少ないという点で注目され、同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は約半分になるといわれている。

(1) 現状

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。そのため、幅広い範囲の環境問題へ対応していくには、私たち一人一人が環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し行動していく必要があります。特に次世代を担う子どもたちに継続して行う環境教育は、環境意識の形成を促し、長期的に市全体の環境意識の底上げが期待できます。

国では、平成 15 年 7 月「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、環境教育や環境学習のさらなる推進を図るなど、環境保全に向けた環境教育・環境学習の取り組みを進めています。

本市では平成 16 年から移動環境教室事業として市内全小中学校で省エネ対策やごみを出さないものの選び方等の授業を行ってきました。平成 21 年度からは小学校 4、5 年生を対象に地球温暖化対策に関する啓発を目的とした授業を行っています。



▲環境教育の風景



▲こも巻き¹体験

【施策展開の方向性】

- 地元の自然環境を活かした環境教育の充実、向上
- 環境情報の収集・提供体制の充実
- 体験型学習の促進

(2) 市の取り組み

● 地元の自然環境を活かした環境教育の充実 向上	○ 水とふれあい、水環境を学べるような河川環境教育の促進	ごみ減量課
	○ 学校林を活用した、小中学生による林業体験の推進	農林振興課
● 環境情報の収集・提供体制の充実	○ 年次報告書の作成・配布を通じた、市内環境の現況や環境施策実施状況等の報告	ごみ減量課
	○ 広報紙や回覧板等を通じた、分かりやすい情報提供	ごみ減量課
	○ 市立図書館や学校図書室における環境関連図書・資料等の充実	学校教育課 市立図書館
	○ 自治会に入らない人や外国人に対する広報の充実	ごみ減量課
● 体験型学習の促進	○ 自然観察会等を通じた、環境教育の充実	ごみ減量課
	○ 「緑の少年少女隊」等、自主的な取り組みの支援	農林振興課
	○ 小中学校における環境教育の充実	ごみ減量課

¹ こも巻き

ケヤキの葉を食べてしまう虫からケヤキを守るために、こも（わらなどで織ったむしろ）を幹に巻き付ける作業。

(1) 現状

近年、CSR（企業の社会的責任）として、環境保全対策を自主的に進める企業が増えています。環境マネジメントシステム¹を経営システムの中に取り入れ、ISO14001 認証や、EA21²を取得する企業も増えています。ISO14001 を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に対してグリーン調達を求めるようになってきており、企業の環境保全対策が進んでいます。また、人手不足等手入れが行き届いていない森林については、企業や市民団体と協定を結び、森林・林業事業者だけでなく企業や市民も巻き込んだ森づくり活動を進めています。

さらに、NPO 法人が様々な環境保全活動に取り組んでおり、景観作物の栽培をはじめ、地域住民と協働で生態系の保全や地域活性化のために、ホタルが舞う川の復活を目指す活動等を行っています。



▲花を植える市民団体



▲市民団体が栽培した菜の花畑

【施策展開の方向性】

- 取り組み意欲を向上させる仕組みづくり
- 地域の人材の育成・活用
- 市民団体の交流・連携の促進
- 環境に配慮した事業活動の促進
- 環境都市宣言を目指す

¹ 環境マネジメントシステム

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。取組内容としては、環境マネジメントに関する方針の作成、環境に関する目的・計画の作成、実施・運営、点検・是正、経営者による環境マネジメントシステムの見直しがあり、組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を直接の目的とするものと考えられている。

² EA21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

(2) 市の取り組み

●取り組み意欲を向上させる仕組みづくり	○ 環境保全に関する都市宣言を目指し、市としての環境保全活動に対する方向性の確立	ごみ減量課
	○ 「環境月間」を定めるなど、市が一丸となって取り組む仕組みづくり	ごみ減量課
	○ 講演会等を通じた環境学習の場の提供	ごみ減量課
	○ 市民団体の組織・活動内容の把握、活動状況の広報	市民活動支援課
	○ 広報紙やパンフレット、広告等の媒体を通じた具体的な取り組み事例や効果の提示	ごみ減量課
●地域の人材の育成・活用	○ 講習会や研修会を通じた、地域環境に精通した人材の育成	ごみ減量課
	○ 高齢者の経験と知識を活かした適材適所（講演会・ワークショップ等）での活用（笛吹市シルバー人材センターとの協働）	各課
	○ 地域の人材のデータベース化、活用促進	生涯学習課
	○ 市民活動支援による、活動団体及び地域人材の育成	市民活動支援課
	○ やまなしエコティーチャーや地球温暖化防止活動推進員の登用促進、環境カウンセラーの活用	ごみ減量課
●市民団体の交流・連携の促進	☆ 市民間の交流を促すきっかけづくり（イベント、工場見学、体験農業等）	各課
	☆ 各主体の交流・連携と情報共有化の推進	市民活動支援課
	○ 行政区、自治体への加入受付・相談への対応	総務課
	☆ 子どもからお年寄りまで、世代間交流による地域力の向上	各課
●環境に配慮した事業活動の促進	（環境マネジメントシステムの取り組み促進）	
	○ 情報提供等を通じた事業所における省エネ活動への取り組み促進	ごみ減量課
	（市の事業活動における、環境に配慮した調達や契約の推進）	
	○ 環境に配慮した製品を選択するグリーン購入の推進	管財課
	○ 公用車・庁舎改修にかかわる契約における、グリーン契約（環境配慮契約） ¹ の推進	管財課
	○ 市発注の公共事業における環境配慮事業者の優遇制度の推進	管財課

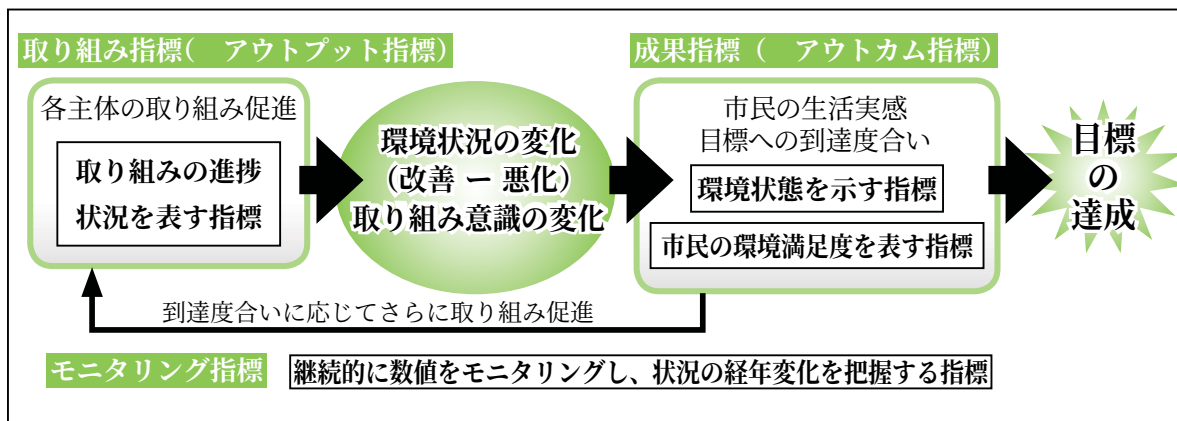
¹グリーン契約（環境配慮契約）

製品やサービスを調達する際に、環境への負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っている。

4-4 環境指標

計画策定後の毎年度の進行管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているか、といったことを継続的に点検・評価するため、定量的な環境指標を設定しました。

■ 環境指標の考え方



環境 目標	環境要素	環境指標 (●成果指標、○取り組み指標、△モニタリング指標)	単位	現状	目標	
					中間 (H27)	最終 (H32)
豊かな自然を守り動植物と共生するまち	農地・果樹園	●「農地や土との親しみやすさ」に満足している市民の割合	%	59.1	65	71
		● 農用地面積	ha	3,587	3,587	3,587
		● 耕作放棄地の面積	ha	171	140	120
		○ 農地パトロール実施回数	回	1	2	2
		○ 新しく耕作を始めた人数、耕作希望者数	人	38	40	40
		○ 学校給食において地元農産物を使用する割合	%	12	15	20
		○ バイオマス資源としての果樹剪定枝等の回収量	t	—	851	1,000
		△ 農業体験・交流イベント開催数	回	2	—	—
		△ " 参加者数	人	100	—	—
		△ 農業学習会、セミナーの開催回数	回	20	—	—
		△ " 参加者数	人	600	—	—
		△ 市民農園の面積	m ²	9,412	—	—
		△ エコファーマー認定者数	人	1,873	—	—
		△ 認定農業者数	人	526	—	—
	森林	●「木々の緑の豊かさ」に満足している市民の割合	%	77.3	85	93
		● 林野面積	ha	11,836	11,836	11,836
		○ 林業体験の実施学校数	校	9	10	10
		○ " 参加生徒数	人	255	300	300
		△ 森林体験の実施回数	回	3	—	—
		△ " 参加者数	人	200	—	—
		△ 森林施業計画認定面積	ha	1,945.69	—	—
		△ 森林保全整備事業実施面積	ha	323	—	—
		△ 間伐面積（累計）	ha	233.61	—	—
		△ 植樹面積	ha	57.22	—	—
		△ 林野面積のうち民有林面積	ha	7,380.92	—	—
		△ 保安林面積（水源かん養保安林）	ha	5,942.18	—	—

環境目標	環境要素	環境指標 (●成果指標、○取り組み指標、△モニタリング指標)	単位	現状	目標	
					中間 (H27)	最終 (H32)
豊かな自然を守り動植物と共生するまち	河川・水辺	●「水や水辺との親しみやすさ」に満足している市民の割合	%	40.2	45	52
		○ 多自然工法を導入した事業件数	件	2	1	1
		○ アダプトプログラム登録団体数（水空間の整備）	団体	3	5	7
		○ “ ” 登録人数	人	77	97	117
		△ 河川の清掃活動実施回数	回	2	—	—
		△ “ ” 参加人数	人	200	—	—
	動植物・生態系	○ 特定外来種に関する広報回数	回	0	1	1
		△ 鳥獣保護区の指定数	箇所	2	—	—
		△ “ ” 面積	ha	15.49	—	—
		△ 自然環境保全地域の指定数	箇所	4	—	—
		△ “ ” 面積	ha	30.63	—	—
		△ 動植物に関する天然記念物の件数（県）	件	8	—	—
		△ “ ” （市）	件	35	—	—
		△ けがや病気の野生生物の保護件数	件	6	—	—
		△ 野生動物の食害等による被害件数（苦情件数）	件	27	—	—
		△ 農作物被害防止に向けた有害鳥獣駆除実施回数	回	27	—	—
		△ “ ” 有害鳥獣 駆除数	頭	627	—	—
		△ 観察・発見された特定外来種の個体数	頭	2	—	—
	自然とのふれあい	●「生き物とのふれあいやすさ」に満足している市民の割合	%	45.6	50	55
		○ 自然観察会等のイベント開催数	回	0	1	1
健康で安らぎのあるまち	大気環境	●「空気のきれいさ（車の排気ガス、悪臭等）」に満足している市民の割合	%	58.1	63	70
		○ 廃プラスチック等の回収量	t	271	275	280
		○ 廃プラスチック等の適正処理周知、指導回数	回	86	90	90
		△ 大気汚染に係る測定結果（NOx 年平均値）	ppm	0.022	—	—
		△ “ ” （SPM 年平均値）	mg/m ³	0.013	—	—
		△ 畜産農家に対する悪臭の指導回数	回	1	—	—
		△ 工場・事務所における悪臭の指導回数	回	3	—	—
		△「野焼き」に関する苦情件数	件	63	—	—
		△「悪臭」に関する苦情件数	件	35	—	—
	水・土壌環境	●「水のきれいさ（河川・水路や池沼等）」に満足している市民の割合	%	34.2	42	51
		● 笛吹川の BOD 平均値（直近 3 カ年）	mg/ℓ	1.03	1	1
		● 水質基準達成項目比率	%	84	88	92
		● 地下水に係る環境基準の達成地点の割合（井戸水）	%	85.4	90	94
		○ 生活排水処理率	%	70.5	76.4	81.8
		○ 公共下水道処理人口	人	41,440	44,440	46,940
		○ 公共下水道処理人口普及率	%	58	65	72
		○ 合併浄化槽設置済人口	人	7,831	9,931	11,681
		○ 農業集落排水処理人口	人	515	510	510
		△ 生活道路・水路の整備に関する市民満足度	%	55.7	—	—
		△ 地下水に係る環境基準の達成地点の割合（上水道用）	%	100	—	—
		△ 広報紙による啓発	回	4	—	—
		△ 工場や事業者に対する指導回数	回 / 年	7	—	—

環境目標	環境要素	環境指標 (●成果指標、○取り組み指標、△モニタリング指標)	単位	現状	目標	
					中間 (H27)	最終 (H32)
健康で安らぎのあるまち	廃棄物	●「日常生活から発生する、ごみの処理のされ方」に満足している市民の割合	%	51.4	53	55
		● 1人1日当たりのごみ排出量(生活系ごみ)	g/人・日	667.5	600	500
		● “ ” (事業系ごみ)	g/人・日	315.7	300	250
		● ごみ総排出量	t	25,849	25,000	24,500
		● 生活系可燃ごみの減量率(対基準年度:H16年度)	%	29	53	55
		● リサイクル率	%	21	25	30
		● 容器包装廃棄物分別収集量	t	271	275	280
		● 古紙分別収集量(新聞・雑誌・ダンボール・ミックス紙)	t	2,912	2,950	3,000
		● 資源物の混入量(可燃)	t	7,755	7,700	7,650
		● “ ” (不燃)	t	1,290	1,200	1,100
		○「買い物の際のレジ袋利用抑制」にいつも取り組んでいる市民の割合	%	85	88	90
		○ 資源物回収奨励金登録団体数	団体	132	135	138
		○ 資源物回収奨励金登録団体の資源物回収量	kg	3,076,639	3,138,172	3,200,935
		○ 生ごみ処理機購入助成件数	件	196	200	210
		○ 一般廃棄物許可業者説明会開催数	回	0	3	6
		○ 廃食油回収量(市で回収したもの)	ℓ	12,255	12,700	14,500
		○ 廃食油からの年間バイオディーゼル燃料(BDF)精製量	ℓ	9,300	11,400	13,000
		○ ごみ減量化・資源化の意識啓発イベント開催回数	回	86	90	90
		○ 廃棄物処理施設・現場見学会開催回数	回	0	1	1
		○ “ ” 参加人数	人	0	20	20
		△ ごみ収集カレンダー配布数(累計)	枚	31,000	—	—
	身近な生活環境	●「まちの静けさ(騒音や振動)」に満足している市民の割合	%	60.5	67	73
		● 騒音測定における環境基準の達成地点の割合	%	92.3	96	96
		△「騒音・振動」に関する苦情件数	件	14	—	—
		△ 工場や深夜営業店舗等に対する指導回数	回/年	5	—	—
快適で趣のあるまち	公園・緑地	● 市民一人当たりの緑地面積	m ²	8.6	8.85	9.1
		● 公園・緑地数	箇所	19	20	22
		● 都市公園数	箇所	6	7	8
		○ 校庭芝生化に取り組む学校数	校	0	10	19
		○ 公共施設における緑のカーテン実施数	箇所	3	22	22
		△ 身近に自然とふれあうことができている市民の割合	%	70.7	—	—
		△ 公園を利用している市民の割合(H22～)	%	35.9	—	—
		△ 都市公園面積	ha	37.25	—	—
	歴史・文化的環境	● 市の文化遺産や地域の文化に触れたことがある市民の割合	%	43.9	44	44
		○ 文化財を活用したイベントの開催数	回	3	3	4
		○ “ ” 参加者数	人	230	280	370
		○ 文化施設(郷土館等)を活用した企画展・特別展・イベント参加者数	人	7,635	5,200	5,500
		△ “ ” 開催数	回	8	—	—

環境 目標	環境要素	環境指標 (●成果指標、○取り組み指標、△モニタリング指標)	単位	現状	目標	
					中間 (H27)	最終 (H32)
快適で趣のあるまち	歴史・文化的環境	△ 伝統芸能継承団体数	団体	11	—	—
		△ 登録文化財数	件	3	—	—
		△ 指定文化財数	件	218	—	—
		△ うち国指定文化財数	件	15	—	—
		△ うち県指定文化財数	件	66	—	—
		△ うち市指定文化財数	件	138	—	—
	郷土景観	● 「木々の緑の豊かさ」に満足している市民の割合	%	77.3	85	93
		△ 電線類地中化の整備延長	m	2,779.3	—	—
	まち美化暮らしのマナー・モラル	● 「まちの清潔さ・きれいさ(ごみの散乱など)」に満足している市民の割合	%	40.7	45	50
		● 公害や不法投棄がなく衛生的に生活できると答えた市民の割合	%	49.3	55	60
		○ アダプトプログラム登録団体数(水空間の整備含む)	団体	19	20	22
		○ “ ” 登録人数	人	581	700	750
		○ 清掃活動の参加者数	人	1,830	2,000	2,050
		○ 意識啓発イベントの開催回数	回	86	90	90
		○ “ ” 参加者数	人	2,650	2,700	2,700
		○ 花の苗配布団体数	団体	61	85	100
		△ パトロール実施日数	日	240	—	—
		△ 不法投棄の発見報告件数	件	290	—	—
		△ 不法投棄物処理件数	件	287	—	—
		△ 「不法投棄」に関する苦情件数	件	18	—	—
		△ 「空き地や耕作放棄地の雑草」に関する苦情件数	件	2	—	—
		△ 空地等の管理人に対する指導件数	回	37	—	—
		△ 啓発看板の配布件数	件	35	—	—
地球環境の保全に貢献するまち	地球温暖化	● 市営バスの利用者数	人	28,668	30,101	31,534
		○ 住宅用太陽光発電システム補助金交付件数(累計)	件	253	553	803
		○ 環境家計簿提出件数	件	47	52	57
		○ LED 照明導入小中学校数	校	0	10	19
		○ デマンド交通の利用者数	人	—	8,940	14,900
		○ 公用車へのエコカーの導入台数	台	42	67	92
		○ 環境学習の一環として簡易測定を実施している小中学校数	校	6	10	12
		△ 幹線道路網が整備され移動しやすいまちだと感じている市民の割合	%	54.3	—	—
		△ 鉄道やバスが利用しやすいまちだと感じている市民の割合	%	19.9	—	—
		△ JR 石和温泉駅 1 日当り乗・降者数	人	5,338	—	—
		△ 一宮・御坂インターチェンジ 1 日当り乗・降台数	台	8,300	—	—
		△ 地球温暖化対策に関わるキャンペーン実施回数	回	1	—	—

環境目標	環境要素	環境指標 (●成果指標、○取り組み指標、△モニタリング指標)	単位	現状	目標	
					中間 (H27)	最終 (H32)
自ら動き環境保全に取り組むまちづくり	環境教育 環境学習	●「学校や地域社会における環境教育の質・量」に満足している市民の割合	%	43.4	46	50
		●みどりの少年少女隊組織数	団体	9	10	10
		○環境学習イベント開催数 (子ども環境教室、環境ポスター展)	回	2	4	5
		○やまなしエコティーチャーによる出前講座開催小中学校数 (累計)	校	0	10	19
		○環境年次報告書の公表回数	回	0	1	1
		○環境関連図書数(学校)	冊	3,521	3,540	3,555
		△〃(市立)	冊	2,125	—	—
		△河川環境及び林業体験実施回数	回	3	—	—
	各主体 による 環境保全 活動	●「エコ活動に取り組んでいる」市民の割合	%	82.4	85	88
		○環境に関する広報特集記事数	件/年	0	1	1
		○環境に取り組む個人・団体等の活動等を紹介した広報記事数	件/年	9	10	12
		○環境保全に関するNPO法人数	団体	2	7	11
		△市が主催する、各主体の交流イベント開催数	回	2	—	—
		△市役所におけるグリーン購入物品数	個	H23から 実態把握	実態把握して から設定	

第5章 環境パートナーシップ事業

- No.1 都市住民との交流を通じた農地の活用・再生 … 62
- No.2 ごみの減量化と資源の有効活用 …… 64
- No.3 不法投棄やポイ捨ての防止 …… 66
- No.4 生活に密着した省エネ活動の普及・促進 …… 68
- No.5 地域コミュニティの醸成 …… 70

この章では、本市の環境の現況や課題、地域特性などを踏まえ、目標の確実な達成に向けて市民・事業者・市（行政）の協働の視点から特に重要度が高いと考えられる取り組みについて、各主体の役割や目標等を示しています。

第5章 環境パートナーシップ事業

●プロジェクト No.1 都市住民との交流を通じた農地の活用・再生

(1) プロジェクトのねらい

笛吹市は、「桃・ぶどう日本一」を誇り肥沃な農地を有していますが、近年では農家数の減少に伴い、耕作放棄地が増加傾向にあります。農地は作物生産とともに、生物の生息空間としての役割を担っており、このような耕作放棄地や遊休農地の活用・再生が求められています。

市民農園をはじめ、都市近郊の立地条件や果物が豊富な笛吹市らしさを活かし、農業体験等の農家と都市住民の交流機会を提供するなど、都市住民や市民団体、企業との連携を通じた耕作放棄地の有効活用に努めます。



▲果物狩りの様子

(2) 環境指標

環境指標 (◎：達成指標、○：取り組み指標、△：モニタリング指標)	単位	現状	目標	
			中間 (平成 27 年度)	最終 (平成 32 年度)
◎「農地や土との親しみやすさ」に満足している市民の割合	%	59.1	65	71
◎ 耕作放棄地の面積	ha	171	140	120
△ 農業体験・交流イベント開催数	回	2	—	—

《市内で行っていること》

■ 市民農園

市民農園とは、都市住民をはじめ農地を持たない人々が、小規模の農地を利用し、レクリエーションや自家用農産物の栽培を目的として、自家用野菜や花などを育て、生活を楽しむための農園のことをいいます。

本市には、かすがいふれあい農園、みさかふれあい農園、やつしろふれあい農園の3箇所の市民農園があります。

自然にふれあい、収穫の喜びや達成感を得られるだけでなく、農家や利用者同士の交流の場としても活用が期待されています。



▲市民農園イメージ

(3) 各主体の取り組み

■ 市の取り組み

◇ 農地バンクの仕組みづくり

① 耕作放棄地の把握 【農業委員会】

農地パトロール等を実施し、遊休農地及び耕作放棄地の現状を把握するとともに、耕作放棄地マップを作成・公表します。

② 土地所有者や耕作希望者の受入れ体制づくり 【農業委員会・農林振興課】

農地を貸したい土地所有者や農地を借りたい耕作希望者の相談窓口となる部署において、情報収集・橋渡しをするとともに、その実現を支援する、積極的な支援態勢の構築を図ります。

③ 土地所有者に対する意識啓発 【農林振興課】

耕作放棄地の保有者に対し、市民農園やグリーンツーリズムの仕組みの理解促進・意識啓発を図り、耕作放棄地の提供を促進します。

◇ 農家と都市住民の交流促進

① 都市住民との交流機会の提供 【農林振興課】

農業体験等のイベントを通じ、農家と消費者（都市住民）との交流促進を図ります。

■ 市民の取り組み

- ・ 農業体験に参加しましょう

■ 事業者の取り組み

- ・ 耕作していない遊休農地や耕作放棄地を提供し、活用に努めましょう。
- ・ 農業体験に参加し、都市住民と積極的に交流しましょう。
- ・ 農家と都市住民との交流の機会を提供しましょう。

《市内で取り組んでいること》

■ 農村と都市との交流

本市では、市内の児童及び首都圏の児童を対象に、多様な交流機会を通じて自然の素晴らしさや農業、農村環境へ理解と関心を深めるとともに親しみをもってもらうことを目的に、「農村交流推進事業」に取り組んでいます。

また、首都圏の親子を対象とした「親子農業体験交流事業」を実施しており、自然の中で農業体験や散策など自然と触れ合う環境を提供し、農村の持つ魅力を体験してもらうなど、都市部との交流を推進しています。



▲農業体験の様子

●プロジェクト No.2 ごみの減量化と資源の有効活用

(1) プロジェクトのねらい

本市では、「やってみるじゃん 53 減量」や 4R（平成 23 年度より 5R）等の取り組みを通して、ごみの減量化に取り組んでおり、生活系ごみの収集量は減少傾向にあります。

また、小中学校の給食調理場や保育所（園）から廃食油を回収し BDF を精製して、ごみ収集車等の燃料として活用してきました。現在、精製プラントの処理能力に余力があることから、事業のさらなる拡大が期待されています。

家庭や職場におけるごみの減量化とともに、廃食油の回収対象や利用先の拡大を図り、市民・事業者・市が一体となった資源の再使用・再利用を推進します。



▲ごみの分別キャンペーン

(2) 環境指標

環境指標 (◎：達成指標、○：取り組み指標、△：モニタリング指標)	単位	現状	目標	
			中間 (平成 27 年度)	最終 (平成 32 年度)
◎ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（生活系ごみ）	g/人・日	667.5	600	500
◎ リサイクル率	%	21	25	30
○ 廃食油回収量（市で回収したもの）	ℓ	12,255	12,700	14,500
○ 廃食油からの年間 BDF 精製量	ℓ	9,300	11,400	13,000
○ バイオマス資源としての果樹剪定枝等の回収量	t	—	851	1,000

《市内で行っていること》

平成20年度に“農と食と微生物を活かした地域ぐるみで取り組むバイオマスの郷づくり”を目指し、「笛吹市バイオマスタウン構想」を策定しました。①木質系バイオマスのチップ化、②生ごみの堆肥原料化、③廃食油のBDF（バイオディーゼル燃料）化を3本の柱に、バイオマス資源の有効活用に取り組んでいます。

また、現在バイオマスセンターの建設も進められています。

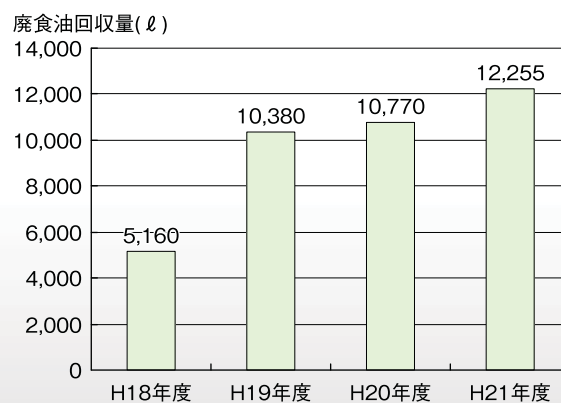
■ 廃食油資源化事業

一般家庭や市立保育所、市内小中学校給食調理場から廃食油を回収して、BDFを精製し、ごみ収集車に利用する取り組みを行っています。

平成21年度には、12,255ℓを回収し、BDFを9,300ℓ精製しました。

一般家庭からの収集において、平成22年度には、7地域の資源ごみ収集日に合わせて廃食油の収集を実施しました。

また、ホテルや旅館の廃食油についても、試行回収を行っています。



▲ 廃食油回収量の推移

(3) 各主体の取り組み

■ 市の取り組み

◇ごみの減量

① デポジット制度の促進 【ごみ減量課】

祭り等のイベントや店頭において、リユース食器・デポジット制度を取り入れることで再利用可能な資源の回収を促進し、ごみの減量化を図ります。

② 拡大生産者責任の浸透 【ごみ減量課】

生産者もごみ処理（廃棄・リサイクル段階）まで責任を負うような拡大生産者責任の構築を図り、製品の製造に際するごみの減量化を促進します。

③ 給食の堆肥化 【学校教育課】

市内の小中学校からの給食残飯の減量を図るとともに、堆肥化・飼料化を推進します。

◇バイオマスの積極的な利用

① 廃食油の回収範囲の拡大 【ごみ減量課】

市内の小中学校や保育園のほか、温泉街の旅館や一般家庭から使用済みの廃食油を回収する仕組みを構築し、収集先の拡大を図ります。

② BDF の利用拡大 【ごみ減量課】

ごみ収集車や給食運搬車に加えて、家庭や事業所などの BDF の提供先の拡大を図ります。

③ 木質バイオマス資源の活用 【農林振興課】

果樹剪定枝等の農業活動に伴うバイオマス資源を、チップ化するなど再資源化し利用を促進します。

■ 市民の取り組み

- ・ 自主的に 5R に取り組み、家庭からのごみの排出量の減量に努めましょう。
- ・ 食材購入や調理方法を工夫し、調理くずや残飯等の生ごみを減量しましょう。
- ・ 使用済みの廃食油は BDF 精製用の回収に出し、再利用に協力しましょう。
- ・ イベント会場で商品（食事）を購入する際には、リユース食器を利用したものを選びましょう。

■ 事業者の取り組み

- ・ 過剰な容器包装やレジ袋無料配布等をやめ、簡易包装やマイバッグ持参を促しましょう。
- ・ BDF を利用してみましょう。
- ・ 果樹剪定枝等を木質バイオマス資源として、取り扱い業者へ提供しましょう。

《市内で取り組んでいること》

■ 生ごみの堆肥原料化

本市では、一般家庭から出される生ごみに加え、学校給食等の生ごみも対象として、生ごみの堆肥原料化に取り組んでいます。学校については、全学校で堆肥原料化が行われています。

生成した堆肥については、実験的に一部地域の農家に配布しており、今後は利用先の拡大を図ります。



▲大型生ごみ処理機を利用する様子

●プロジェクト No.3 不法投棄やポイ捨ての防止

(1) プロジェクトのねらい

アンケート調査結果によると、ポイ捨てや不法投棄に対し、中学生や事業者の問題意識が高く示されています。

看板設置やチラシの配布等、各主体に対して市の環境美化に向けた自覚をもった行動を呼びかけるとともに、実効性を伴った取り組みを促進します。



▲不法投棄防止ネットと看板

(2) 環境指標

環境指標 (◎：達成指標、○：取り組み指標、△：モニタリング指標)	単位	現状	目標	
			中間 (平成 27 年度)	最終 (平成 32 年度)
◎「公害や不法投棄がなく衛生的に生活できる」と答えた市民の割合	%	49.3	55	60
○ 意識啓発イベントの開催回数	回	86	90	90
△ 不法投棄物処理件数	件	287	—	—

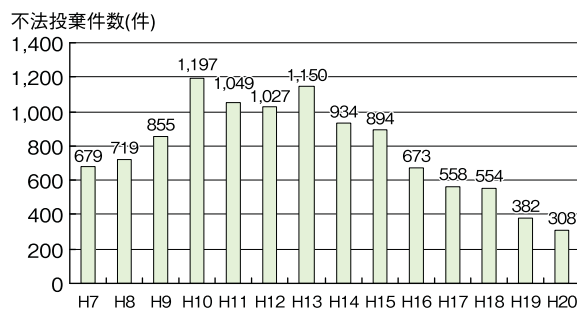
《市内で取り組んでいること》

■ 全国の不法投棄件数

全国の不法投棄件数（新たに判明した件数）は平成13年度以降年々減少しています。

不法投棄件数は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案を対象にしています。

資料：環境省資料



▲ 全国の不法投棄件数の推移

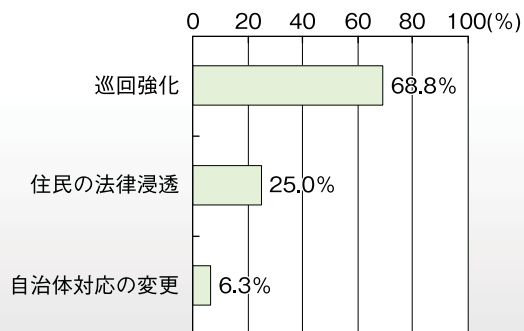
不法投棄が減少した自治体において、不法投棄が減少した理由として、巡回の強化による効果が最も多く挙げられています。

巡回の強化や啓発活動等、不法投棄防止対策が定着することで、不法投棄が減少してくると考えられます。

資料：(財)家電製品協会

自治体に対する廃家電品等の不法投棄に関する調査報告

右グラフは不法投棄量が減少した自治体に対する、不法投棄が減少した理由に関する調査結果です。



▲ 不法投棄が減少した理由

(3) 各主体の取り組み

■ 市の取り組み

◇不法投棄・ポイ捨てに対する実行性を伴った防止体制づくり

① 捨てづらい環境づくり 【ごみ減量課】

不法投棄の多い地域においては定期的な監視パトロールを実施し、捨てづらい環境づくりを通して、不法投棄の防止を図ります。

② ポイ捨て禁止条例の制定検討 【ごみ減量課】

ポイ捨て禁止条例の制定を視野に入れ、実効性を伴った防止対策を検討します。

◇不法投棄・ポイ捨て防止に向けた意識啓発

① 環境教育を通じた意識啓発 【ごみ減量課】

小中学校においてポイ捨てや不法投棄に関する教育を実施し、児童の意識啓発を行うとともに、家庭への波及効果による大人への啓発を図ります。

② イベントによる意識啓発 【ごみ減量課】

市民一斉のごみ拾い運動やリサイクルフェア等、誰もが参加しやすいイベントを開催し、意識啓発を図ります。

■ 市民の取り組み

- ・タバコや空き缶のポイ捨てはやめましょう。
- ・不法投棄を発見した際は、市役所や県の出先機関等の関係機関へ連絡しましょう。
- ・空地の所有者は、除草や不法投棄・散乱ごみの防止、安全管理等、所有地の適正な管理に努めましょう。

■ 事業者の取り組み

- ・産業廃棄物は、許可事業者処理・リサイクルを委託するなど適切に処理しましょう。
- ・建設廃材は、建設リサイクル法に従い再資源化に努めるとともに、適切な費用負担を徹底しましょう。
- ・工場や事業所の敷地内は除草を行うなど適切に管理し、ごみの投棄を防止しましょう。

●プロジェクト No.4 生活に密着した省エネ活動の普及・促進

(1) プロジェクトのねらい

全国的に民生部門（家庭・業務）において、二酸化炭素の排出量が増加傾向にあります。日常の家庭生活、オフィスからの省エネ活動により、二酸化炭素排出抑制が求められます。

省エネ行動を呼びかけるとともに市が率先して実践することにより、二酸化炭素の排出抑制を図ります。



▲緑のカーテン

(2) 環境指標

環境指標 (◎：達成指標、○：取り組み指標、△：モニタリング指標)	単位	現状	目標	
			中間 (平成 27 年度)	最終 (平成 32 年度)
○ 住宅用太陽光発電システム補助金交付件数(累計)	件	253	553	803
○ 環境家計簿提出件数	件	47	52	57
△ 地球温暖化対策に関わるキャンペーン実施回数	回	1	—	—

《市内で行っていること》

■ 公共施設における 太陽光発電システム

本市では平成21年度までに、6箇所の公共施設において太陽光発電設備を導入しています。

平成 21 年度は全施設合計で年間 85,980kwh以上の発電量となり、そのうちの約90%の電力が各施設で使用され、残り10%を売電することができました。

また、平成22年度には、新たに市内小中学校18校へ太陽光発電設備を設置しました。



▲ 太陽光発電システム

■ 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

より多くの市民に太陽光発電を利用してもらうことを目的に、太陽光発電設備を設置し交付の要件を満たす対象者へ、太陽光発電の出力1kwあたり3万円（最大10万円まで）の補助金を交付しています。

申請件数は増加傾向にあり、環境問題への関心の高まりの現れであると考えられます。

(3) 各主体の取り組み

■ 市の取り組み

◇家庭における省エネ活動の促進

① CO₂ の見える化

【ごみ減量課】

環境家計簿の取り組みへの呼びかけや移動環境教室等を通して、家庭におけるエネルギー量や二酸化炭素排出量の把握を促し、省エネ行動の促進を図ります。

② 省エネの促進

【ごみ減量課】

家庭用高効率機器や省エネ家電に関する補助金、省エネ活動等の情報提供を行い、理解と普及の促進を図ります。

③ 適切な冷暖房の使用促進

【ごみ減量課】

クールビズ、ウォームビズの普及促進を図り、過剰な冷暖房の使用を抑制します。

④ 太陽光発電システムの普及推進

【ごみ減量課】

住宅用太陽光発電設置費補助金を交付し、二酸化炭素排出量の少ない太陽光発電の普及推進を図ります。

◇事業所における省エネ活動の促進

① 適切な冷暖房の使用促進

【ごみ減量課】

クールビズ、ウォームビズの普及促進を図り、過剰な冷暖房の使用を抑制します。

■ 市民の取り組み

- ・家電の適切な利用やクールビズ・ウォームビズ等、家庭における省エネ活動に努めましょう。
- ・省エネ家電や環境負荷の少ないエコカーの選択を心がけましょう。
- ・環境家計簿等を利用して日常生活の環境負荷を定量的に把握し、行動を見直しましょう。
- ・近距離の移動には徒歩や自転車を利用しましょう。

■ 事業者の取り組み

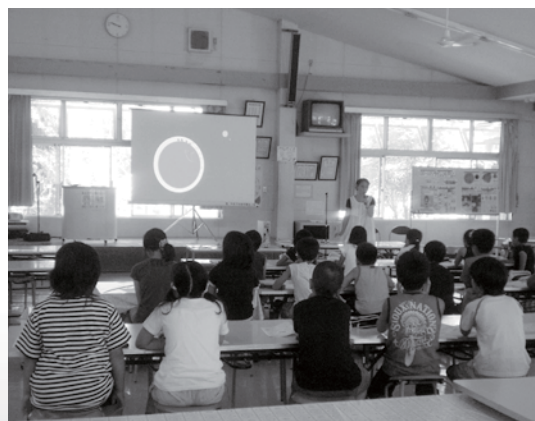
- ・過剰照明の見直しやクールビズ・ウォームビズの実践等、省エネ活動に取り組みましょう。
- ・ノーマイカー通勤を奨励しましょう。
- ・事業用車両を購入する際は、低燃費車等の環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。

《市内で行っていること》

■ 移動環境教室

講師が市内の小中学校へ出向き、環境や地球温暖化について話をする移動環境教室を実施しています。

参加した小中学生は、地球温暖化の仕組みや影響を学んだり、エコ活動の必要性を考えたりするほか、環境家計簿を利用して家庭からの二酸化炭素排出量削減に取り組んでいます。



▲移動環境教室の様子

●プロジェクト No.5 地域コミュニティの醸成

(1) プロジェクトのねらい

近年、人と人とのつながりの希薄化が懸念されています。また、市街化により農住の混在化が進行し、営農に対する周辺住民の理解も得られにくくなっています。住環境の改善や環境保全活動の実施に向けて、地域の連帯感を高めることが求められています。地域における世代間交流やイベント、農家や事業者との交流等を通して、地域が一丸となり連携して環境保全に取り組める環境づくりを推進します。



▲花を植える市民団体

(2) 環境指標

環境指標 (◎：達成指標、○：取り組み指標、△：モニタリング指標)	単位	現状	目標	
			中間 (平成 27 年度)	最終 (平成 32 年度)
◎「エコ活動に取り組んでいる」市民の割合	%	82.4	85	88
◎ 環境保全に関する NPO 法人数	団体	2	7	11
○ 市が主催する、各主体の交流イベント開催数	回	2	2	2

《市内で行っていること》

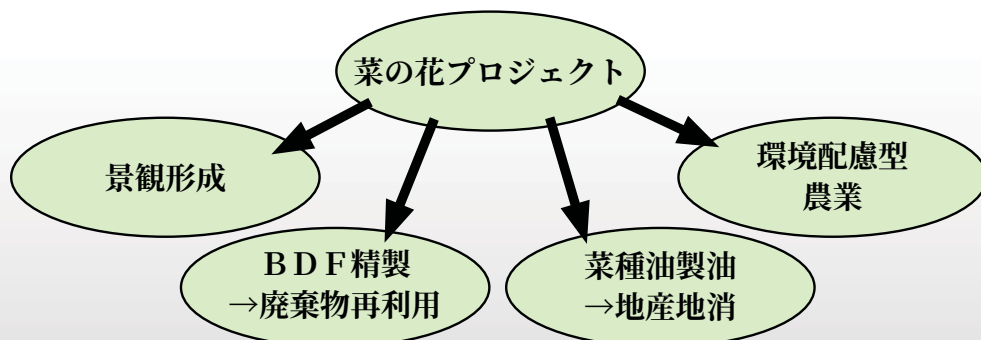
市民・事業者・行政が協働で環境保全に取り組むことで、その効果の拡大ができます。「環境にやさしく、安心して健やかに暮らせるまち」 笛吹市を目指し、これからも市民・事業者・行政が一丸となって環境保全に取り組んでいきます。

■“えこふく”の菜の花プロジェクト

“えこふく”とは、第3期山梨県地球温暖化防止活動推進員を中心として自主的に発足したグループで、市内において、菜の花を用いた地球温暖化対策に取り組んでいます。

この菜の花プロジェクトでは、菜の花を無農薬栽培し、菜種油を搾り製品にしています。さらに、その菜種油を使った後の廃食油をBDFに精製することにより、エコサイクルを生み出すことを活動目標としています。

また、春には黄色い菜の花が咲き乱れ、桃の花とともに素晴らしい景観を生み出しており、多くの人々に親しまれています



(3) 各主体の取り組み

■ 市の取り組み

◇地域が一体となった体制づくり

① 地域力の向上

【各課】

子どもからお年寄りまで、幅広い世代間交流ができるイベントを開催するなど地域力の向上を図ります。

② 各主体の交流

【市民活動支援課】

各主体間における交流と情報共有化を通じて、各主体の連携強化を図ります。

■ 市民の取り組み

- ・地域コミュニティで行われる美化活動等に積極的に参加しましょう。
- ・市の環境保全にまつわる関連情報の提供に努めましょう。
- ・情報や意見交換、地域情報の発信等を行い、環境保全の取り組みの輪を広げましょう。

■ 事業者の取り組み

- ・地域コミュニティが開催するイベントや環境学習等の取り組みに参加・協力・支援しましょう。
- ・情報や意見交換、地域情報の発信等を行い、環境保全の取り組みの輪を広げましょう。
- ・一定の知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全へ活かしましょう。

《市内で取り組んでいること》

■ 市民協働フォーラム

NPO・ボランティア団体で構成する市民協働フォーラム実行委員会により、市内の市民活動団体の活動紹介や仲間集めなどを目的に、気軽に参加できるイベントとして、市民協働フォーラムが開催されました。

市民団体が取り組んでいる活動を紹介する展示やブース、地域の食材などを利用した模擬店をはじめ、市内の伝統芸能発表ステージなど様々な企画を行い、多くの市民の皆さんに“協働”に親しんでもらえるイベントとなりました。



▲環境やエコに関する市民団体の取り組み紹介

第6章 環境配慮指針

6-1	主体別環境配慮指針	74
6-2	エリア別環境配慮指針	80

この章では、市民や事業者が日常生活や日々の事業活動を営む上で、特に環境へ配慮すべき事項や、滞在者に期待される環境配慮行動を示すとともに、市内を自然的社会的特性に応じて区分したエリア別に、環境に配慮すべき事柄を示しています。

6-1 主体別環境配慮指針

目指す環境像を実現させるためには、私たちの日々の営みの中で自主的な取り組みが求められます。そこで、市民・事業者・滞在者がそれぞれの立場で、日々の生活や事業活動において実践できる環境に配慮した行動を示すとともに、具体的な行動を例示します。

1) 市民の環境配慮指針

●電気・ガス・灯油等を使うとき

1. ペレットボイラーやペレットストーブを活用しましょう。
2. 家電の適切な利用やクールビズ・ウォームビズ等を心がけ、家庭における省エネ活動に努めましょう。
3. 省エネ家電や環境負荷の少ないエコカーの選択を心がけましょう。
4. 環境家計簿等を利用して日常生活の環境負荷を定量的に把握し、行動を見直しましょう。

●料理や食事をするとき

5. 地元の農産物を取り入れて、地産地消を実践しましょう。
6. 有機栽培や減農薬で作られた野菜を購入しましょう。
7. 食材購入や調理方法等を工夫することにより、調理くずや残飯等の生ごみの減量を図るとともに、生ごみのコンポスト化に努めましょう。
8. 使用済みの廃食油はBDF精製用の回収に出すなど、適性に処理しましょう。
9. 無リン洗剤や無添加の環境負荷の少ない洗剤等を利用しましょう。
10. マイはしやマイボトルを持参し、使い捨ての物の利用を控えましょう。

●住宅を新築・改築するとき

11. 太陽光発電システム等再生可能エネルギーの利用に努めましょう。
12. 冷暖房の効率のよい高断熱・高気密な住宅を選択しましょう。

●移動するとき

13. 近距離の移動には徒歩や自転車を利用しましょう。
14. エコドライブやパークアンドライド等、賢い車の利用に努めましょう。

地産地消(ちさんちしょう)とは

地産地消とは、「地域生産・地域消費」を略した言葉で、地域で生産した農産物をその地域の人たちが消費することを言います。

新鮮で栄養価の高い食材を買うことができるだけでなく、産地と食卓を結び交流を深める効果や、食料の運搬に係るエネルギー消費を抑えることで、温室効果ガスの排出量を抑制することが期待できます。

■消費者のメリット

- ・新鮮で栄養価の高い食材を買うことができる
- ・生産者の顔が見え、安心感がある
- ・本来の「旬」の味を知ることができる

■生産者のメリット

- ・農業に対する理解が深まる
- ・消費者のニーズが分かる
- ・流通コストの削減ができ、所得の向上につながる
- ・規格外のものや少量のものまで、多様な方法で販売できる



●動植物の生態系を守るために

15. 市や市民団体が行う貴重な野生生物の保護・保全活動に参加・協力しましょう。
16. 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
17. 外来種の持ち込みや飼育、放流はしないようにしましょう。

●里地・里山を維持するために

18. 市民農園等に関心を持ち、農業体験に参加しましょう。
19. 森林の役割を適切に理解し、ふれあう場の整備や森林の保全・育成活動に参加・協力しましょう。
20. 市内河川の清掃活動に参加しましょう。

やってみるじゃん53減量～5R～

笛吹市は、生活系ごみの53%減量を設定し、ごみ減量・資源の有効活用に向けて取り組みを進めています。



■ Refuse: いらないものは断ろう!
(リフューズ)

- ・マイバックを持参してレジ袋やごみになる余分な包装を断りましょう

■ Reduce: ごみを出来るだけ減らそう!
(リデュース)

- ・壊れにくく、長く使える製品を買きましょう
- ・食べ残しをしないようにしましょう

■ Reuse: 出来るだけ繰り返し使おう!
(リユース)

- ・繰り返し使いましょう
- ・使わなくなった物を、ほしい人にゆずったり、フリーマーケットに出したりしましょう

■ Repair: 修理して長く使おう!
(リペアー)

- ・壊れたり、破れたりした物は、修理して長く使用するようにしましょう

■ Recycle: 資源として再利用しよう!
(リサイクル)

- ・ごみを分別し再生出来る物は資源物として回収に出しましょう
- ・リサイクルされた製品を選んで使いましょう

●ごみを減らし、資源を大切に利用するために

21. ごみの分別・回収ルールを守り、適切に処理しましょう。
22. マイバックの持参や使える物の再利用等、自主的に5Rに取り組み、家庭からのごみの排出量の減量に努めましょう。
23. 店頭で行われている資源回収に協力しましょう。
24. 市や市民団体が開催するイベントや、見学会に積極的に参加し、市のごみ処理の仕組みについて理解を深めましょう。
25. テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンやパソコン等を処分する際は、法律に従い、適切に処理しましょう。

●美しいまちづくりのために

26. 住宅を建設する際は、周辺の景観との調和に留意しましょう。
27. まちの景観へ関心を持ち、市による景観形成に積極的に参加・協力しましょう。
28. 家庭ごみの焼却はやめましょう。
29. 不法投棄を発見した際は、市役所や警察等の関係機関へ連絡しましょう。
30. アダプトプログラムや花と緑のまちづくり推進事業に積極的に参加し、まちの美化活動に取り組みましょう。
31. 空地の所有者は、除草や不法投棄・散乱ごみの防止、安全管理等、所有地の適正な管理に努めましょう。

●郷土の文化を守るために

32. 地域の歴史や文化に対する理解を深めましょう。
33. 郷土の伝統行事や祭りに関心を持ち、積極的に参加・協力しましょう。

- 一歩進んだ環境配慮を実現するために
- 34. 市や市民団体が行う出前講座や講習会に積極的に参加しましょう。
- 35. 環境教育や環境学習の場を増やしましょう。
- 36. 緑の少年少女隊等の活動に協力・支援しましょう。
- 37. 市の環境保全にまつわる関連情報の提供に努めましょう。
- 38. 地域コミュニティで行われる美化活動等に積極的に参加しましょう。
- 39. 知識や技術・経験を有する人は、人材登録制度等を活用し活動の場を広げましょう。
- 40. 情報や意見交換、地域情報の発信等を行い、環境保全の取り組みの輪を広げましょう。

2) 事業者の環境配慮指針

- 農地や果樹園を保全するために
- 1. 農業体験等のイベントに協力し、農業を通じた市民との交流を深めましょう。
- 2. 耕作放棄地の利用方策を考えましょう。
- 3. 有機栽培や減農薬栽培を検討し、環境負荷の少ない農業に努めましょう。
- 4. 農作物を学校給食や直売所へ提供し、地産地消に取り組みましょう。
- 5. ホテルや事業所の食堂等において、地元農産物の利用を心がけましょう。
- 6. 農業用消毒機械を洗う際は、排水が河川に流れ込まないようにしましょう。



▲ 農産物直売所

やまなしエコティーチャー派遣制度

環境保全の分野において、専門的な知識や豊富な経験のある人を“やまなしエコティーチャー”として登録し、地域における研修会・講演会等に講師として派遣する制度です。

- やまなしエコティーチャー登録者
 - ・ 60名（自然環境分野 24名、生活環境分野 36名）のエコティーチャーが登録しています。
 - ※平成 22 年 10 月現在

■ 派遣対象

- ・ 地域活動グループや自治会、学校・PTA 等が主催している地球環境問題に関する研修会、講演会、自然保全活動、体験講座、観察会など



- 森林を保全するために
- 7. 企業の森づくりに積極的に参加しましょう。
- 8. 市民参加型の森林整備活動に協力しましょう。
- 良好な河川環境や土壌を維持するために
- 9. 河川整備・改修に際して、聖牛など多自然工法の採用に努めましょう。
- 10. 河川や河川敷に植栽する際は、在来種の植物を植えつけましょう。
- 11. 開発工事に伴う土砂の流出を防止しましょう。
- 動植物の生息空間を保全するために
- 12. 開発事業を行う際には、鳥獣保護区や自然保存地区等の地域指定の規則に従うとともに、生態系等への負荷を抑制した事業行動に努めましょう。

●良好な大気環境を維持するために

13. 農林業に伴う果樹剪定枝や使用済みの農業用ビニール等は、適正に処理しましょう。
14. 事業用車両を購入する際には、低燃費車など環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
15. 工場や事業所からの排出ガスや悪臭の発生抑制に努めましょう。

●循環型社会の構築に向けて

16. 資源ごみの店頭回収等、リサイクルに協力しましょう。
17. 過剰な容器包装やレジ袋無料配布等をやめ、簡易包装やマイバッグ持参を促しましょう。
18. 食材購入や調理方法等を工夫することにより、調理くずや残飯等の生ごみの減量を図るとともに、生ごみのコンポスト化に努めましょう。
19. 産業廃棄物は、許可事業者へ処理・リサイクルを委託するなど適切に処理しましょう。
20. 事業系ごみの排出ルールに従い、排出者の責任により適切に処理しましょう。
21. 果樹剪定枝等を木質バイオマス資源として、取り扱い業者へ提供しましょう。
22. 建設廃材は、建設リサイクル法に従い再資源化に努めるとともに、適切な費用負担を徹底しましょう。



●美しいまちづくりのために

23. 屋上緑化や壁面緑化等、事業所の敷地内において緑化に取り組みましょう。
24. 開発事業を行う際は、埋蔵文化財をはじめ地域の文化財や史跡に留意しましょう。
25. 市や市民団体が行う郷土の歴史に関する資料の調査や収集に協力しましょう。
26. 郷土の伝統行事に対する理解を深め、積極的に協力・支援しましょう。
27. 建物の建設や屋外広告を設置する際は、ルールに従い周辺環境との調和にも留意しましょう。
28. アダプトプログラムや花と緑のまちづくり推進事業に積極的に参加し、まちの美化活動に取り組みましょう。

●地球温暖化防止に向けて

29. ノーマイカー通勤を奨励しましょう。
30. 過剰照明の見直しやクールビズ・ウォームビズの実践等、省エネ活動に取り組みましょう。
31. 設備の設置や更新に際しては、エネルギー効率の高い設備の導入やエネルギー高度利用技術を取り入れましょう。
32. LCA¹(ライフサイクルアセスメント)や省エネルギー診断等の手法を活用し、事業活動の省エネルギー化を図りましょう。
33. 事業用車両を購入する際は、低燃費車等の環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
34. 営業活動など移動・運送において、エコドライブに努めましょう。

¹LCA (ライフサイクルアセスメント)

製品やサービスなどが環境に与える影響を、原料採取から設計、生産、流通、消費、廃棄に至るまでの各段階における資源・エネルギーの消費と環境負荷を定量的に分析し、総合評価することにより、環境負荷の低減及び環境改善を図る手法。

●環境保全活動を行うための基盤づくり

35. 職場における環境教育に努めましょう。
36. 地域コミュニティが開催する環境学習等の取り組みを協力・支援しましょう。
37. 自然観察会等の環境学習の企画・実施や各団体のイベントへの講師派遣・資材提供等に協力しましょう。
38. 情報や意見交換、地域情報の発信等を行い、環境保全の取り組みの輪を広げましょう。
39. 他社や他業種との情報交換や交流を深め、環境保全の取り組みを活性化させましょう。
40. 一定の知識や技術・経験を有する人は、人材登録制度等を活用し、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全へ活かしましょう。
41. 経営者は、従業員の環境保全に関する講習会や美化活動への参加を奨励しましょう。
42. 環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷の少ない事業活動に努めましょう。
43. 環境報告書を作成・公表して環境保全活動等について報告しましょう。

やまなしエコライフ県民運動推進店制度

「やまなしエコライフ県民運動推進店」登録制度は、毎日の生活の中で県民のみなさんのエコ活動を支援する店舗等を推進店として登録し、広報することにより、県民・事業者・行政の連携によるエコライフ県民運動を推進するための制度で、平成 22 年 10 月 1 日から開始しています。



■対象店舗

- ・レジ袋の無料配布中止に取り組む個人店舗
- ・マイはしの利用者に対して割引や特典を実施する店舗、またはリユースはし(繰り返し使えるはし)を使用する店舗
- ・マイボトル(水筒や飲料ボトル等)を持参する人に対して、マイボトルに飲み物を販売する店舗
- ・リターナブルびん(一升びん、ビールびんなどのリユースびん)入りの商品を販売するとともに、その空きびんを回収する店舗
- ・自動車の購入者等に対してエコドライブの内容を説明し、希望者にエコドライブのステッカーを配布する店舗
- ・緑のカーテン用の苗、種、用土など必要な物品等を販売するとともに、緑のカーテンの育て方について説明する店舗

3) 滞在者の環境配慮指針

●公園の利用や自然を楽しむとき

1. 桃の木等の枝を折って持ち帰るのはやめましょう。
2. 公園や山、川に持ち込んだ物はすべて持ち帰り、放置しないようにしましょう。
3. 外来種の持ち込みや放流は行わず、釣った外来種は持ち帰るか、回収等に協力しましょう。
4. 川や公園等の清掃イベントや緑化イベント等に積極的に参加しましょう。
5. 指定された場所で自然とのふれあいを楽しみましょう。
6. 野外での排せつはやめましょう。

●歴史施設や文化財を見学するとき

7. 笛吹市の歴史に興味を持ち、歴史的価値の理解に努めましょう。
8. 文化財にむやみに触れたりしないようにしましょう。
9. 文化財保護のための活動に協力しましょう。
10. たばこの火の不始末に気をつけましょう。

●観光や出張で市を訪れるとき

11. 市を訪れる際や市内を移動する際は、できるだけ電車やバス等の公共交通機関を積極的に利用しましょう。

●誰もが気持ちよく過ごすために

12. 持ち込んだごみは持ち帰り、適切に処分しましょう。
13. ポイ捨てはやめ、落ちているごみに気が付いた場合は、その場で拾ってごみ箱へ捨てましょう。
14. 所定の喫煙所で喫煙し、歩行時の喫煙はやめましょう。
15. 携帯の吸殻入れを持参しましょう。
16. 公共の施設を常にきれいに使用しましょう。



6-2 エリア別環境配慮指針

1) 基本的な考え方

本市は、南部を御坂山塊、北部を大蔵経寺山や兜山と、南北を山々に挟まれる形で位置しており、さらに御坂山地から緩やかに傾斜する山麓台地と笛吹川周辺の低地で構成されています。このような大地の構造と地形を舞台にして、野生生物のすみ処となる広大な山地や森林、農村生活の営みの場である果樹園集落、観光の中心としてまた都市機能を備える市街地等、それぞれに特色を持った地域が広がっています。

多種多様な環境の保全を図るためには、それらの地域が持つ特性や課題を把握した上で、エリアごとの適切な配慮が求められます。

そこで、本市を自然環境や地形、土地利用等の環境要素をもとに5つのエリアに区分し、それぞれのエリアごとに特に留意すべき環境配慮指針を示します。

2) エリア区分

(1) 市街地エリア

石和地区・春日居地区等の市街地エリア

(2) 農地・果樹園エリア

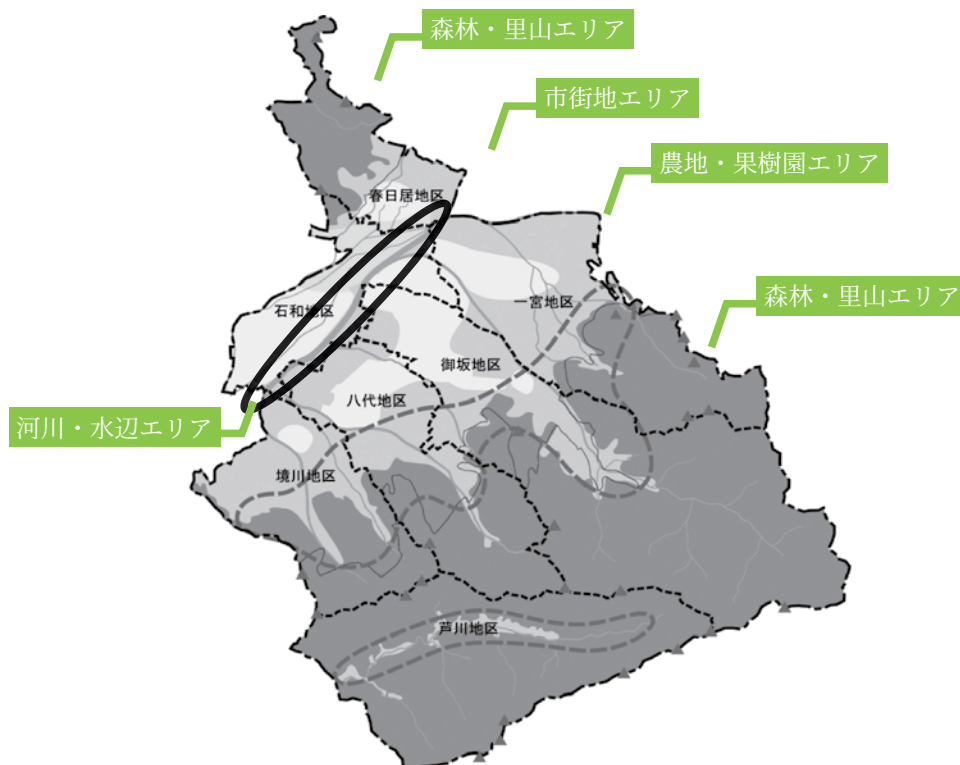
山麓から低地に広がる樹園地を主体とした農業集落エリア

(3) 森林・里山エリア

里山農業集落地を含む、御坂山地や大蔵経寺山周辺のエリア

(4) 河川・水辺エリア

笛吹川水系をはじめとする中小河川や、農業水路等の周辺エリア



環境特性に応じたエリア区分（イメージ）

3) エリア別環境配慮指針

市街地エリア

◆ エリアの概要

石和地区・春日居地区等の市街地エリア



▲富士見通り



▲石和温泉駅前通り



▲春日居支所東交差点

◆ 環境保全に関する主な課題

- ・ごみの減量化
- ・公園や広場の整備、緑地の創出
- ・趣のある景観資源を活かしたまちづくり
- ・環境負荷の少ない移動手段の選択

◆ 環境配慮指針

● ごみを適切に処理しましょう

ごみ出しルールの順守／廃食油の回収・BDF化／資源ごみ回収／マイバッグの持参 など

● 市街地の緑化に努めましょう

緑のカーテンの実施／大型商業施設における屋上緑化／緩衝緑地やポケットパークの整備 など

● まち美化や景観形成に努めましょう

指定文化財の修復・整備／アダプトプログラム／花と緑のまちづくり推進事業／ごみのポイ捨て防止／適切な屋外広告 など

● 環境負荷の少ない移動を心がけましょう

公共交通機関・自転車の利用／エコドライブの実践／エコカーの購入・利用 など

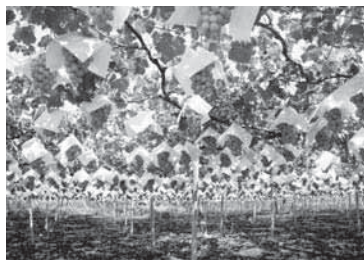
農地・果樹園エリア

◆ エリアの概要

山麓から低地に広がる樹園地を主体とした農業集落エリア



▲春爛漫の桃畑



▲ぶどう園



▲青空と桃畑

◆ 環境保全に関する主な課題

- ・耕作放棄地の解消と里地里山の保全
- ・環境保全型農業の推進
- ・居住空間と農地の混在地における営農活動の理解促進

◆ 環境配慮指針

● 耕作放棄地の現状を把握し、有効利用に努めましょう

市民農園／景観作物の作付け／農地パトロール など

● 環境保全型農業に取り組みましょう

有機栽培・減農薬栽培／エコファーマー認定／地産地消／木質バイオマス資源 など

● 農業に対する理解促進に努めましょう

農業体験／教育の場としての活用／野外焼却（野焼き）防止 など

◆ エリアの概要

里山農業集落地を含む、釈迦ヶ岳や春日山、大蔵経寺山等周辺のエリア



▲大蔵経寺山



▲釈迦ヶ岳



▲芦川地区

◆ 環境保全に関する主な課題

- ・ 森林の適切な育成、管理
- ・ 動植物及び生息地の保全、健全な生態系と生物多様性の維持
- ・ 森林の多面的な機能の理解促進

◆ 環境配慮指針

● 各主体が一体となって森林整備に努めましょう

市民参加の森林整備／企業の森づくり／植樹運動 など

● 地場産材を利用しましょう

公共施設への利用／間伐材の利用／果樹剪定枝等の木質バイオマス資源活用 など

● 動植物の生態系を保全しましょう

鳥獣保護区、自然環境保全地域／野生生物の保護／環境負荷の低減 など

● 森林の多面的な機能の理解促進に努めましょう

自然観察会／教育の場としての活用／森林セラピーロード、遊歩道 など

河川・水辺エリア

◆ エリアの概要

笛吹川水系をはじめとする中小河川や、農業水路等の周辺エリア



▲笛吹川



▲第二平等川



▲小松川

◆ 環境保全に関する主な課題

- ・ 動植物の生息空間としての環境負荷の少ない河川整備
- ・ 身近な水環境の保全と活用
- ・ 貴重な水環境の保全

◆ 環境配慮指針

● 河川や水辺の環境保全に取り組みましょう

多自然工法による整備／水辺の緑の維持・保全／河川の清掃作業 など

● 親水空間を整備しましょう

里川づくり／安全に遊べるポイント設置／散策路の充実 など

● 河川のきれいな水質を保持しましょう

河川・水路の現状把握／事業に伴う汚染物質排出の防止／生活排水処理施設の整備 など

第7章 計画の推進

7-1	計画の推進体制	86
7-2	計画の進行管理	88
7-3	経済的課題への対応	89

この章では、計画策定後の実効性を確保するために、市民や事業者、市等が協働して計画を推進・進行管理していくための体制や手法、経済的障壁への対応方策などを整理しています。

7-1 計画の推進体制

1) 推進体制

笛吹市環境審議会、（仮称）笛吹市環境施策推進会議等の組織により、本計画の着実な推進を図るとともに、（仮称）笛吹市環境市民委員会等により、市民、事業者、市が協働しながら、それぞれの役割を果たしていくための仕組みづくりを行います。

(1) 笛吹市環境審議会

笛吹市環境審議会は、学識経験者、市民及び産業界等の代表者によって構成されます。本計画の変更の際や計画の進行管理、市の環境に関する基本的事項等に対して、市長の諮問等に応じて専門的見地から意見を述べます。

(2) （仮称）笛吹市環境基本計画推進委員会

本計画の策定に必要な調査・検討を行うための庁内組織として設置された「笛吹市環境基本計画庁内策定会議」を発展的に解消し、平成 23 年度から本計画の推進にあたっての庁内の横断的な連携・調整の場として新たに設置します。

計画に位置づけた施策・事業の進捗状況の点検を行うとともに、課題の解決に向けた部局横断的な取り組みの推進を図ります。

(3) （仮称）笛吹市環境市民委員会

本計画の策定に際し、市民意見を反映するための組織として、市民や事業者、民間団体等の代表者で構成される笛吹市環境基本計画市民ワークショップが設置されました。本計画の推進に当たり、同市民ワークショップを発展的に解消し、各主体の協働の下で計画を推進するためのパートナーシップ組織として（仮称）笛吹市環境市民委員会を新たに設置します。

各主体がお互いの役割を理解・尊重しつつ、それぞれの視点から、計画で掲げる施策や事業の実施状況や計画全体の進捗状況等に対して意見や提案を行います。

また、委員各自が自らの日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を率先して行い、手本となるように努め、地域や事業所の模範となるように努めるとともに、市の環境施策に対して、それぞれの立場から協力します。

2) 計画の周知

本計画を着実に推進し、効果をあげていくためには、市民や事業者、滞在者等の環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのためにも、市は本計画の目的や取り組み内容について、市民や事業者、滞在者、関係機関等に対して広く周知・啓発するとともに、その趣旨の徹底に努めます。

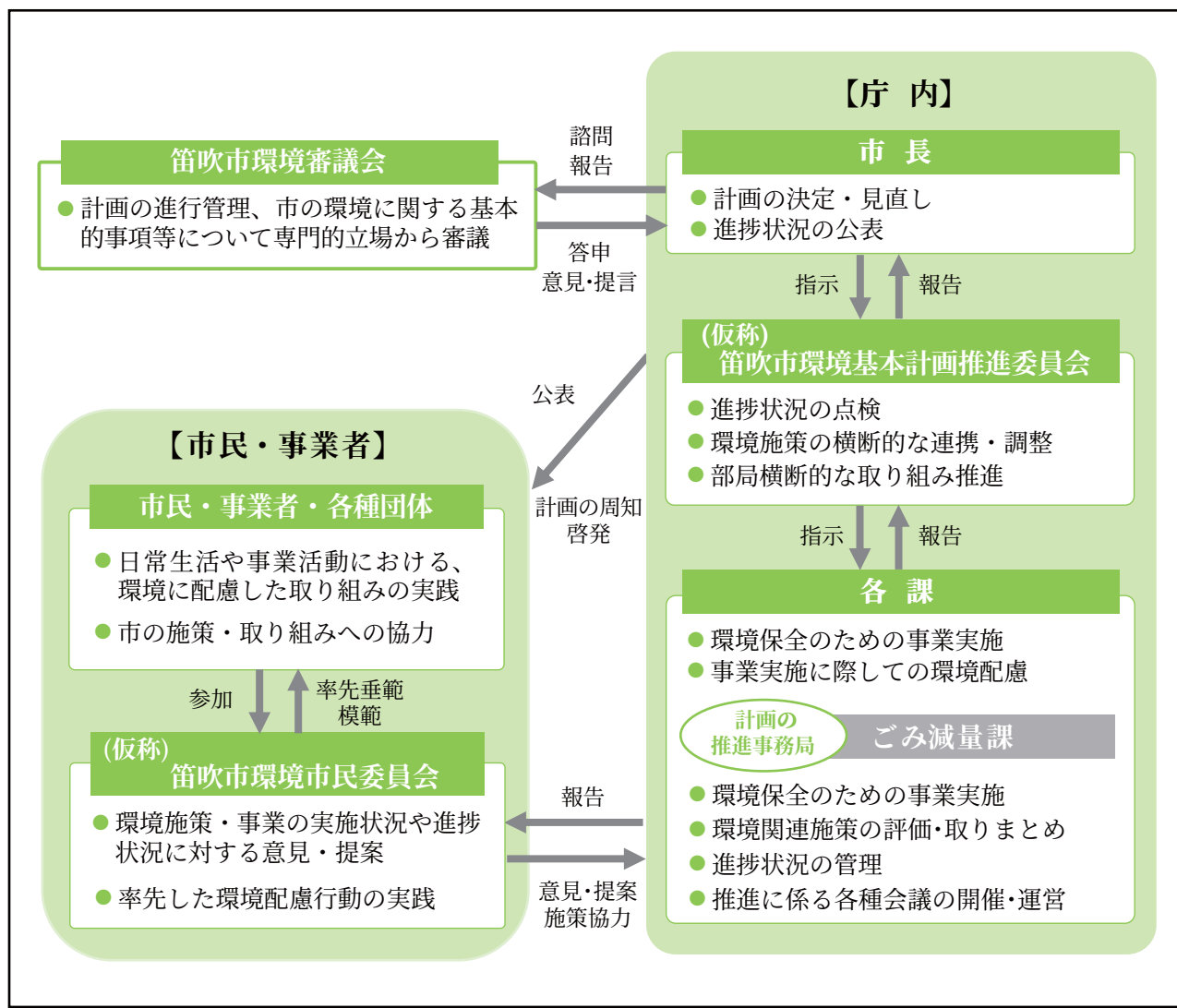
3) 各種計画との整合

本計画は、環境の保全及び創造に関する笛吹市の最も基本となる計画であり、本計画と市の他の行政計画との間には、環境の保全等に関し、整合が図られている必要があります。

このため、市の他の行政計画のうち、環境の保全及び創造に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

4) 周辺自治体との連携

笛吹川水系等の河川の水質浄化対策、廃棄物対策（不法投棄、5R の推進）等、広域的な環境問題に取り組むに当たっては、国や山梨県、近隣自治体や一部事務組合等と連携・協力し、効果的な施策推進に努めます。



▲計画の推進体制

7-2 計画の進行管理

1) 計画の進捗状況の点検・公表

本計画の進行管理は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Act）のいわゆるPDCAサイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を用いて行います。

計画の進捗状況については、第4章で定めた環境指標を調査し、現況を把握するとともに、経年的な動向を把握します。進捗状況の評価に際しては、笛吹市環境審議会及び（仮称）笛吹市環境市民委員会に意見を求めます。

また、市の環境の状況と施策の実施状況等の点検・評価結果を「（仮称）笛吹市環境基本計画年次報告書」として公表します。

公表した報告書に対して、市民や事業者から意見を求め、次年度以降の計画の推進に反映します。

2) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化等に応じて、市民等の意見を反映させながら、笛吹市環境審議会に諮り、施策や目標等の見直しを行います。

また、計画期間のおよそ中間年にあたる5年目に、それまでの目標達成状況や施策の進捗状況等を点検・評価し、残りの計画期間での目標達成に向けた計画の見直しを行います。



7-3 経済的課題への対応

限られた財源の中で効率的かつ着実に計画を推進するため、財源の確保や財政負担を最小化するための方策や、活用可能な補助制度の抽出・整理や導入が考えられる経済的手法の検討を行い、円滑な計画の推進を財政面から担保します。

1) 行政と市民等との連携

多様化・高度化する環境に対する市民ニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟な施策展開を図っていくためには、行政と市民が諸課題に対する共通認識を持ち、お互いの信頼関係をより一層深めた施策展開が必要です。また、本市の厳しい財政状況下では、こうした需要すべてに行政だけで対応することは現実的には困難です。

そこで、「第2次笛吹市行財政改革大綱」等を踏まえ、情報提供等を通じた市民の行政への参画・協働のまちづくりを進め、行政と住民の役割分担の見直しを図り財政負担を抑えつつ事業の効率的・効果的な推進に努めるものとします。

2) 寄付金制度の活用

本市には、寄付を通じてまちづくりを応援していただく「ふるさと納税制度」があり、環境対策事業などその活用方法を寄付者に選んでいただけるようになっています。このような寄付金制度を活用するなどし、環境の保全及び創造に関する事業を効果的に推進していくとともに、趣旨を広く理解してもらい、より多くの協力を得ることに努めます。

3) 国や山梨県、各種法人等の補助・支援制度の活用

事業の実施・推進に必要な財源を確保するため、国や山梨県等における市町村を対象とした環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、積極的に制度の活用を検討します。

笛吹市環境基本計画 資料編

資料-1	笛吹市環境基本条例	92
資料-2	計画の策定体制	96
資料-3	計画の策定経過	98
資料-4	笛吹市環境基本計画について (諮問・答申)	99
資料-5	参考情報	101
資料-6	用語解説	103

資料-1 笛吹市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条―第12条）

第3節 基本的施策（第13条―第26条）

第4節 体制の整備等（第27条―第28条）

第3章 地球環境の保全の推進（第29条―第30条）

第4章 環境審議会（第31条―第35条）

第5章 補則（第36条）

附則

私たちのまち笛吹市には、御坂山塊をはじめとする山々がそびえ、笛吹川水系の大小様々な河川が絶え間なく流れている。そして、私たちはこのような緑豊かな山々、森林の緑やきれいな空気、清流、そこに生きる生物から多くの恩恵を受けてきた。また、広大な果樹地帯が広がる桃・ぶどう日本一の郷、美しい桃源郷、豊富な湯量を誇る石和温泉・春日居温泉を擁する温泉の郷として栄えてきた。このような豊かな自然と歴史を持つ笛吹市の環境は、私たちの貴重な財産である。

しかしながら、私たちは、日常生活や事業活動において物質的な豊かさや利便を追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、日々の暮らしから排出される大量の廃棄物等は環境に影響を与え、今では人類の生存に悪影響を及ぼすほどの深刻な問題を生じさせている。

私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的な生活を営む権利を有しており、自らの社会を環境への負荷の少ない持続可能な発展ができる循環型社会・低炭素社会へと変えていくとともに、恵み豊かな環境が市全体の共有財産であることを認識し、環境を良好な状態に保全して将来の世代に引き継いでいく責務がある。

私たちは、この責務を果たすため、笛吹市の環境に関する基本理念を明らかにし、笛吹市の良好な環境保全に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び旅行者その他の滞在者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来に向かって良好な環境の下で、市民が健康で文化的な生活を送ること並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵みの確保等に止まらず、水や空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要素を有効に活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全及び創造を図る上での支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係にある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を保全するとともに、その環境が持続して享受できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生及び資源の循環を基調とした環境への負荷の少ない、持続可能な発展ができるまちづくりを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの役割を自覚し、適切な役割分担の下、自主的かつ相互に連携して推進されなければならない。

- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市、市民、事業者及び滞在者がこれを自らの課題として積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の特性を踏まえた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び滞在者並びにこれらが組織する団体（以下「市民等」という。）の参加及び協力を促進し、その意見を聴取し、及び反映するように努めなければならない。

- 3 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 4 市は、市民等が環境の保全及び創造のために行う活動を支援し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境を保全し及び創造するための支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努める責務を有する。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が計画し、実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られること。

(2) その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄される場合の排出抑制、適正な循環の利用及び処分が図られること。

(3) その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が計画し、実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、協力するように努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市が計画し、実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(協働の責務)

第8条 市、市民、事業者及び滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に資するため、互いの立場及び特性を尊重し、対等及び公平な関係の下で、互いに協働するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を踏まえ、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されることにより、健康で安心して暮らせる生活環境が保全されること。

(2) 野生生物の種の保全その他の生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地帯等における多様な自然環境が自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。

(3) 人と自然との触れ合いが保たれ、潤いと安らぎを感じることのできる空間が創出されること。

(4) 地域の歴史的文化的特性が生かされ、自然環境と調和のとれた安全で快適な生活空間が保全され、良質で文化的な生活環境が形成されること。

(5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を促進することにより、環境への負荷が低減されること。

(6) 市、市民、事業者及び滞在者が協働して環境の保全及び創造に取り組めること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全及び創造に関する目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、笛吹市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(事業等の立案及び実施における環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとし、環境の優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 基本的施策

(規制等の措置)

第13条 市は、公害を防止するため、必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造を図る上での支障を防止するために必要と認めるときは、地域の特性を踏まえ、影響及び効果を考慮し、規制、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第14条 市長は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する事業行為について、市民等との間に公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結し、その履行を確保するものとする。

(経済的な措置等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設整備、その他環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的支援を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第16条 市は、公共下水道、一般廃棄物の処理施設等の環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第17条 市は、本市の良好な自然環境及び多様な生態系を保全及び創造し、人と自然との豊かなふれあいが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(安全で快適な生活空間の保全等)

第18条 市は、安全で快適な生活空間を保全し、及び創造するため、地域の特性に配慮した良好な景観の形成、美化の推進、健全な住環境の確保等が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第19条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び滞在者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(再生資源等の利用の促進)

第20条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理体制の整備等)

第21条 市は、その事業活動に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備に努めるとともに、事業者が自主的に行う環境管理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、活動意欲が増進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第23条 市は、市民等が自発的に行う自然保護活動、資源の循環的な利用に資する活動、その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関して、環境教育及び環境学習の振興並びに市民等が自発的に行う活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これを適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制を整備し、環境の状況の的確な把握に努めるものとする。

(指導、勧告等)

第26条 良好な環境に対する侵害又は侵害のおそれがあると認められるときは、これを防止又は排除するため、その原因者に対し、説明、報告等を求め、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第4節 体制の整備等

(推進体制の整備)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び円滑に実施するために必要な庁内の体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切かつ効果的に実施するため、市民等と連携協力して取り組む体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取り組みを必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第29条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境の保全を推進するため、地球環境の状況、その他の地球環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球温暖化対策のための取組)

第30条 市は、地球温暖化の防止に資するため、市の自然的社会的条件を踏まえつつ、総合的かつ計画的な施策を策定し、推進するものとする。

2 市は、自らの事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。

3 市民、事業者及び滞在者は、その日常生活、事業活動及び滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自ら講ずるよう努めるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力しなければならない。

第4章 環境審議会

(設置及び所掌事務)

第31条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、笛吹市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本的な方針に関する事項

(2) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

(3) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3 審議会は、前項に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

(組織及び任期)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 事業者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、市民環境部ごみ減量課において処理する。

第5章 補則

(委任)

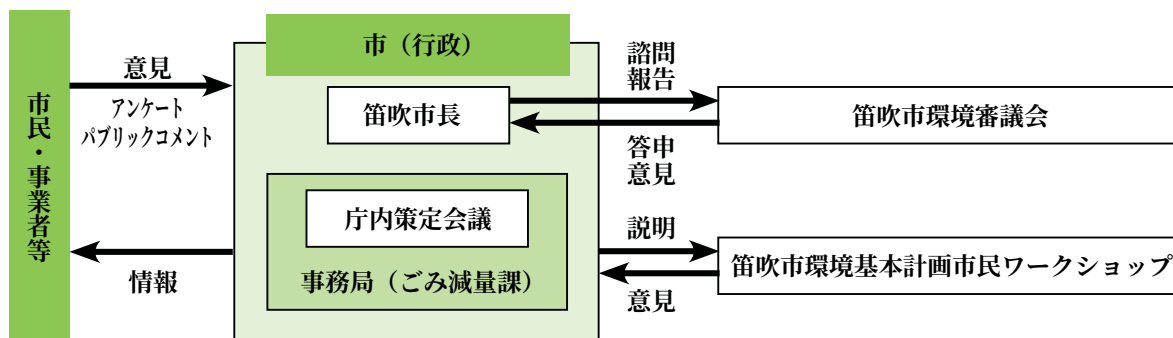
第36条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

資料-2 計画の策定体制

■ 計画の策定体制



■ 笛吹市環境審議会委員名簿

（順不同、敬称略）

区分	委員氏名	所属・役職名
学識経験者	島崎 洋一（会長）	山梨大学工学部循環システム工学科 准教授
	石川 啓吾	山梨県中山間ふるさと・水と土指導員
関係行政機関	山田 一朗	山梨県峡東林務環境事務所 環境保全幹
各種団体代表	向山 照	笛吹農業協同組合 指導販売部次長
	小澤 紀元	笛吹市観光物産連盟 事務局長
	川井 保夫	笛吹市連合区長会 理事
	荻野 勇夫	笛吹市農業委員会 会長
	風間 京子	笛吹市女性団体連絡協議会 会長
	岩野 博司	笛吹青年会議所 理事長
	茂手木 卓也	笛吹市教育委員会 教育委員
	志村 重治	笛吹市文化財保護審議会 委員
	若杉 成剛	笛吹市商工会 会長 笛吹市廃棄物減量等推進審議会 会長 笛吹市地下水資源保護審議会 会長
	村田 和元	笛吹市環境指導員会 会長
	藤巻 眞史（副会長）	笛吹市生ごみ減量検討委員会 会長
市民団体代表	荻原 恵美子	やまなしエコネットワーク 運営委員

■ 笛吹市環境基本計画市民ワークショップ委員名簿

(順不同、敬称略)

委員氏名
石原 均 (座長)
鮫谷 陸雄
中込 純一
田中 春子
飯塚 武子
北村 千鶴
是本 敦子
古屋 まゆみ
遠山 善明
廣瀬 隆博
渡辺 修
相川 三四子
若杉 精二
鈴木 憲仁
石川 啓吾



■ 庁内策定会議名簿

部	課	担 当	氏 名
経営政策部	経営企画課	経営政策担当	中川 吉視
市民環境部	市民活動支援課	市民活動支援担当	西海 好治
産業観光部	農林振興課	農林経営担当	雨宮 良秋
	農林土木課	農林土木担当	島村 秀忠
	観光商工課	観光振興担当	小澤 紀元
農業委員会事務局		総務担当	大勝 忠彦
建設部	まちづくり整備課	計画指導担当	宮川 明史
	土木課	建設担当	須田 富士男
公営企業部	下水道課	管理担当	土屋 君仁
	水道課	維持担当	橋爪 康
教育委員会	学校教育課	学務担当	雨宮 守
	文化財課	文化財担当	伊藤 修二

資料-3 計画の策定経過

■ 笛吹市環境基本計画の策定経過

期 日	活 動
平成 21 年度	
10 月～1 月	笛吹市環境基本計画策定に伴うアンケート調査
3 月 15 日	第 1 回 笛吹市環境基本計画市民ワークショップ
平成 22 年度	
6 月 30 日	第 2 回 笛吹市環境基本計画市民ワークショップ
7 月 28 日	第 3 回 笛吹市環境基本計画市民ワークショップ
8 月 30 日	第 4 回 笛吹市環境基本計画市民ワークショップ
9 月 27 日	第 5 回 笛吹市環境基本計画市民ワークショップ
10 月 18 日	笛吹市環境審議会委員委嘱状交付式
10 月 18 日	第 1 回 笛吹市環境審議会
10 月 25 日	第 6 回 笛吹市環境基本計画市民ワークショップ
11 月 16 日	第 1 回 笛吹市環境基本計画庁内策定会議
12 月 2 日	第 7 回 笛吹市環境基本計画市民ワークショップ
2 月 4 日	第 2 回 笛吹市環境基本計画庁内策定会議
2 月 16 日	第 2 回 笛吹市環境審議会
2 月 16 日	環境審議会へ笛吹市環境基本計画（案）について諮問
2 月 21 日	パブリックコメント実施（～3 月 18 日）
3 月 14 日	笛吹市環境基本条例公布
3 月 29 日	環境審議会から笛吹市環境基本計画（案）について答申
平成 23 年度	
4 月 1 日	笛吹市環境基本条例施行
4 月	笛吹市環境基本計画決定・公表

■ 諮問

平成 23 年 2 月 16 日

笛吹市環境審議会
会長 島崎 洋一 様

笛吹市長 荻 野 正 直

笛吹市環境基本計画（案）について（諮問）

本市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本指針となる笛吹市環境基本計画を策定するに当たり、「笛吹市環境基本計画（案）」を取りまとめました。笛吹市環境審議会設置要綱第 2 条の規定により、貴審議会にお諮りいたします。

1、諮問事項

笛吹市環境基本計画（案）について

■ 答申

平成 23 年 3 月 29 日

笛吹市長 萩 野 正 直 様

笛吹市環境審議会 会長 島崎 洋一

笛吹市環境基本計画（案）について（答申）

平成 23 年 2 月 16 日付で諮問のありました「笛吹市環境基本計画（案）」について、当審議会において審議した結果、提示された「笛吹市環境基本計画（案）」については概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申いたします。

なお、計画の策定及び推進にあたっては、これらの意見が反映され、目指す環境像の実現に向けての取り組みが着実に推進されるよう希望します。

記

計画内容について

- ・市民に分かりやすい表現にすること。
- ・果樹・バイオマスなど、笛吹市の特徴をいかすこと。
- ・市街地エリア、農地・果樹園エリア、森林・里山エリア、河川・水辺エリアなど、各地域の自然特性に応じた施策取り組みについて配慮すること。
- ・定量的な取り組み目標を設定するにあたり、データ収集を徹底すること。

計画策定後の取り組みについて

- ・市民への計画内容周知を徹底すること。
- ・重点施策である環境パートナーシップについては、市民・事業者・行政の協働により取り組むこと。
- ・必要に応じて、国や県などの他公共機関と連携して取り組みを進めること。
- ・進行が懸念される地球温暖化対策に取り組むなど、先を見据えた社会情勢変化への対応をしていくこと。

・環境省

[URL] <http://www.env.go.jp/>

わたし達の生活に関わる廃棄物や大気環境などの身近な環境をはじめ、地球温暖化問題や生物多様性などの地球環境まで、環境に関する現状や取り組みなど幅広い情報を得ることができます。また、わが国の環境の現状についてまとめた「環境・循環型社会・生物多様性白書」を公開しています。

・EIC ネット

[URL] <http://www.eic.or.jp/>

わが国や世界の環境に関するニュースやイベント、機関情報や用語集など、様々な情報を得ることができます。

・全国地球温暖化防止活動推進センター

[URL] <http://www.jccca.org/>

地球温暖化のメカニズムや現状、わが国や世界の地球温暖化防止の取り組み動向について調べることができます。

・チャレンジ25 キャンペーン

[URL] <http://www.challenge25.go.jp/index.html>

2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減することを目指して、オフィスや家庭などに身近に実践できる二酸化炭素削減に向けた具体的な行動を分かりやすく提案しています。

・財団法人 省エネルギーセンター

[URL] <http://www.eccj.or.jp/>

暮らしに役立つ省エネ家電の選び方や省エネ活動による効果、またオフィスや商業施設における省エネ対策まで、分かりやすく紹介しています。

・全国農業会議所 / 遊休農地、農地についての情報サイト

[URL] <http://www.nca.or.jp/kakegae/index.php>

農地がもつ多様な機能や全国の遊休農地の現状、遊休農地を活かした取り組みを内容ごとに調べることができます。また、新規就農相談などの情報も掲載しています。

・生物多様性センター

[URL] <http://www.biodic.go.jp/>

生物多様性の現状や関連施策等、生物多様性に関する情報を提供しています。さらに、全国の生き物を対象とした調査や絶滅のおそれのある日本の野生生物について調べることができます。

・Re-Style

[URL] <http://www.re-style.jp/>

楽しく参加できる3Rの取り組みやイベント等に関する情報を発信しています。また、地方公共団体と連携したNGO・NPOや事業者による循環型社会の形成を目指した取り組み、3Rを実践するためのサイト情報等の紹介も行っています。

・ECO 学習ライブラリー

[URL] <http://www.eeel.go.jp/>

教育関係者や環境指導に携わる人を対象に、全国の環境教育・環境学習事例や関連資料、イベント開催情報等、環境教育・環境学習を進める上で役立つ情報を提供しています。また、子ども向けの環境関連サイトも併せて紹介しています。

【こども向け】

・環境省 / こどものページ [URL] <http://www.env.go.jp/kids/>

“知ろう”“調べよう”“参加しよう”の3つの目的ごとに、環境保全活動に役立つサイトを紹介しています。また、子ども達が興味をもって読むことができる「こども環境白書」を掲載しています。

・農林水産省 / 子どものためのコーナー

[URL] <http://www.maff.go.jp/j/kids/index.html>

農業と農村の色々な働きや、森林の現状や機能について、楽しみながら調べることができます。

・経済産業省 / キッズページ“環境・エネルギー”

[URL] <http://www.meti.go.jp/intro/kids/ecology/index.html>

地球温暖化対策に関する情報やわが国の取組み、また、日本と世界のエネルギー使用量等について、分かりやすく示しています。

【山梨県・笛吹市関連】

・山梨県 [URL] <http://www.pref.yamanashi.jp/shinkan/index.html>

大気環境や廃棄物処理状況等の山梨県の環境の状況や、県の環境施策・各種計画など、環境にまつわる情報を幅広く掲載しています。さらに、やまなしエコライフ県民運動をはじめとする環境保全活動を呼びかけています。

・笛吹市 / 市民環境部 ごみ減量課

[URL] <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shisei/soshiki.php?id=8>

ごみ減量に向けた取り組みや、地球温暖化防止対策、美化活動など、笛吹市の環境に関する施策や身近に活用できる環境関連情報を提供しています。



【あ行】

アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを切ること。必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進める、新しいまち美化プログラムのこと。一定区画の公共の場所を、市民が里親となって美化（清掃）を行い、行政がこれを支援する。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者の協働・連携のもとで美化を進める仕組み。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

【か行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。

環境保全型農業

家畜排せつ物等の有効利用によるたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式のこと。

環境マネジメントシステム

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。取組内容としては、環境マネジメントに関する方針の作成、環境に関する目的・計画の作成、実施・運営、点検・是正、経営者による環境マネジメントシステムの見直しがあり、組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を直接の目的とするものと考えられている。

緩衝緑地

公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に設置され、空間距離を保つとともに樹木の持つ環境保全機能効果に期待し、多くの樹木が植えられることが多い。通常、都市計画上の「都市施設（公園等）」として位置づけられ、都市公園の一種として地方公共団体により整備される。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

グリーン契約（環境配慮契約）

製品やサービスを調達する際に、環境への負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいう。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含まない。一般的には、遊休農地と同義語として扱われている。

こも巻き

ケヤキの葉を食べてしまう虫からケヤキを守るために、こも（わらなどで織ったむしろ）を幹に巻き付ける作業。

コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。主に都市の生ごみから作られる有機肥料を指している。

【さ行】

サーマルリサイクル

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱が、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている例がある。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど通常エネルギー源枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。ダム等の建設を伴わない小規模の水力発電も再生可能エネルギーに含まれる。

新エネルギー

太陽光、風力、地熱等の再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車等の従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念。新エネルギーは、通商産業省により、「石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義づけられた。

森林セラピーロード

森の香りや空気の清浄さ、美しい森の色彩や景観などが人の生理に及ぼす効果について、生理・心理・物理実験等により、「癒し」効果の検証等がなされた散策路のこと。

聖牛

主に急流河川における水衝部に複数個配置され、減勢効果、導流効果が期待される透過性の水制の一種で、伝統治水工法のひとつである。三角錐に木を組み合わせた形状で、その形が牛の角に似ていることから名付けられたといわれている。

生態系

ある地域に住む生物（生物群集）と、その生活に影響を与える無機質な環境（土壌・水・空気等）とを総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

【た行】

太陽光発電システム

半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のこと。

地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。

長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅」のこと。

デポジット制度

製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいう。「預かり金払い戻し制度」ということもある。

デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

【は行】

パークアンドライド

都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバス等で移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。

バイオディーゼル燃料（BDF）

植物性油、もしくは動物性油から作られた軽油と同等の燃料で、廃食油を精製することでも作ることができ、ディーゼル・エンジンに有する車両、船舶、農耕機具、発電器等に使用されている。石油燃料（化石燃料）の代替燃料として使用することにより、環境問題やエネルギーの海外依存率など様々な問題の解決策になるとして注目を浴びている。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥等がある。

フードマイレージ

輸入相手国からの輸入量と距離を乗じたもので、この値が大きいほど地球環境への負荷が大きい。「地産地消」の考え方を数量的に裏付けるものと考えられる。

ペレット

おが粉など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと（木質ペレット）。ペレットストーブ、ペレットボイラーとは、木質ペレットを燃料とするストーブやボイラーのことをいう。

ポケットパーク

都市の中に設けられ、ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

【ま行】

緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のことをいう。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を抑制する効果がある。

緑の少年少女隊

青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。

【や行】

ユニバーサルデザイン

高齢者や身体障害者だけでなく、あらゆる人が利用できる、分かりやすいデザインのことで、初めからバリアを作りださないという考え方にたったデザインのことである。具体的には、言葉の違いや左右の利き手の違い、年齢や障害の有無などにかかわらず利用することができる設計・デザインのこと。

遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。一般的には、耕作放棄地と同義語として扱われている。

【ら行】

レッドデータブック

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

【E】

EA21（エコアクション 21）

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している

【L】

LCA（ライフサイクルアセスメント）

製品やサービスなどが環境に与える影響を、原料採取から設計、生産、流通、消費、廃棄に至るまでの各段階における資源・エネルギーの消費と環境負荷を定量的に分析し、総合評価することにより、環境負荷の低減及び環境改善を図る手法。

LED 照明

LED は、電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。日本語では「発光ダイオード」と表現されるが、英語では「Light Emitting Diode」という表記になり、頭文字を取って LED と呼ばれている。白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が非常に少ないという点で注目され、同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は約半分になるといわれている。

笛吹市環境基本計画

平成 23 年度～平成 32 年度

笛吹市 市民環境部 ごみ減量課

〒406-8510 笛吹市石和町市部777

TEL : 055-262-4111(代) FAX : 055-262-4115

URL : <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

平成23年4月 策定

